

衆議院 第一百八十回国会 經濟産業委員會 議 録 第 八 号

平成二十四年六月十五日(金曜日)

午前九時十分開議

出席委員

委員長 中山 義活君

理事 石関 貴史君 理事 稲富 修二君

理事 山口 博君 理事 近藤 洋介君

理事 田嶋 要君 理事 梶山 弘志君

理事 菅原 一秀君 理事 佐藤 茂樹君

理事 井戸まさえ君 理事 磯谷香代子君

理事 今井 雅人君 理事 大畠 章宏君

理事 加藤 学君 理事 木村たけつか君

理事 北神 圭朗君 理事 櫛渕 万里君

理事 斉木 武志君 理事 柴橋 正直君

理事 平 智之君 理事 高野 守君

理事 高松 和夫君 理事 花咲 宏基君

理事 藤田 大助君 理事 松岡 広隆君

理事 森山 浩行君 理事 山崎 誠君

理事 山本 剛正君 理事 近藤三津枝君

理事 高市 早苗君 理事 橋 慶一郎君

理事 谷畑 孝君 理事 西野あきら君

理事 西村 康稔君 理事 額賀福志郎君

理事 吉井 英勝君 理事 中後 淳君

理事 山内 康一君 理事 平山 泰朗君

經濟産業大臣

内閣府大臣政務官

經濟産業大臣政務官

政府参考人
(金融庁総務企画局参事官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・槽谷 敏秀君
ガス事業部長)

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 深野 弘行君
安全・保安院長)

参考人
(原子力安全委員会委員長 班目 春樹君
經濟産業委員會専門員 綱井 幸裕君)

委員の異動
六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

六月八日

進等のための中小企業の新たな事業活動の促進
に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣
提出第五一号)(参議院送付)
同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

同月十二日

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転
換を求めることに関する請願(仁木博文君紹介)
(第一七五九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五六号)

同(鈴木克昌君紹介)(第一八五七号)

同(石森久嗣君紹介)(第一九四九号)

同(磯谷香代子君紹介)(第一九五〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九五一号)

原発からの撤退を求めることに関する請願(穀
田恵二君紹介)(第一七六〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一八五八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九三三七号) 脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会を求め、被害者への補償と原発労働者の安全・健康を守ることに関する請願(笠井亮君紹介)(第一九三八号) 浜岡原発の永久停止・廃炉を求めることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一九三九号) 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一九四〇号) 同(笠井亮君紹介)(第一九四一号) 同(穀田恵二君紹介)(第一九四二号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第一九四三号) 同(志位和夫君紹介)(第一九四四号) 同(塩川鉄也君紹介)(第一九四五号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第一九四六号) 同(宮本岳志君紹介)(第一九四七号) 同(吉井英勝君紹介)(第一九四八号) 原発からの撤退を決定しエネルギー政策の転換に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一九五二号) 同月十五日 業者婦人の実態調査を求めることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二〇九四号) 同(志位和夫君紹介)(第二二七五号) 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二〇九五号) 同(志位和夫君紹介)(第二一八九号) 同(穀田恵二君紹介)(第二二七六号) 同(志位和夫君紹介)(第二二七七号) 同(塩川鉄也君紹介)(第二三九七号) 浜岡原発の永久停止・廃炉を求めることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二〇九六号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇九号) 原発からの撤退を決定しエネルギー政策の転換に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二二九〇号) 同(志位和夫君紹介)(第二二九一号) 同(宮本岳志君紹介)(第二二九二号) 同(岡本充功君紹介)(第二二八〇号)	同(笠井亮君紹介)(第二二八一号) 同(志位和夫君紹介)(第二四〇一号) 原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換と放射能汚染から子どもの命と未来を守ることに関する請願(柳田和己君紹介)(第二二九三三三) 同(塩川鉄也君紹介)(第二二八八号) 中小業者の暮らしと経営を守ることに関する請願(志位和夫君紹介)(第二二七四号) 原発からの速やかな撤退で原発ゼロに関する請願(笠井亮君紹介)(第二二七八号) 原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第二二七九号) 同(佐藤ゆうこ君紹介)(第二四〇〇号) 原発からの撤退を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二二八二二二) 同(笠井亮君紹介)(第二二八三三三) 同(塩川鉄也君紹介)(第二二八四四四) 同(宮本岳志君紹介)(第二二八五五五) 同(穀田恵二君紹介)(第二四〇二二二) 同(志位和夫君紹介)(第二四〇三三三) 脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会を求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第二二八六六六) 同(塩川鉄也君紹介)(第二二八七七七) 同(稲見哲男君紹介)(第二四〇四四四) 同(近藤昭一君紹介)(第二四〇五五五) 同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇六六六) 同(志位和夫君紹介)(第二四〇七七七) 巨大地震の震源域の真上にある浜岡原発の即時停止に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二三九五五五) 原発からの速やかな撤退を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第二三九六六六) 浜岡原発の廃炉を求めることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二三九七七七) 浜岡原発を廃炉とし、巨大地震の震源域の真上から完全に撤去することに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二三九八八八)	原発からの撤退に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇八八八) は本委員会に付託された。 六月十五日 原発からの撤退と自然エネルギー普及を求めることに関する陳情書外一件(長野県下伊那郡阿智村駒場四八三熊谷時雄外一名)(第一二〇号) 商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求めることに関する陳情書(名古屋市中区三の九一の四の二瀬瀬和義)(第一二二二二二) 地域経済の振興に関する陳情書(徳島市幸町二の五中川秀美)(第一二二二二二) 電力の安定供給確保に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八佐藤茂雄)(第一二二三三三) 同月八日 原発からの撤退と自然エネルギー普及を求める意見書(長野県阿智村議会)(第三五七六六六) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(前橋市議会)(第三五七七七七) 脱原発を求める意見書(兵庫県高砂市議会)(第三五七八八八) 日本政府が原発からの撤退を決定し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくることを政府に求める意見書(群馬県南牧村議会)(第三五七九九九) 同月十五日 原発から再生可能エネルギーの推進エネルギー政策の転換を求める意見書(栃木県益子町議会)(第三七二〇〇〇) 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書(栃木県野木町議会)(第三七二一一一) 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書(栃木県野木町議会)(第三七二二二二) 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書(栃木県那珂川町議会)(第三七二三三三)	今夏の電力需給対策に関する意見書(京都府議会)(第三七二四四四) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(京都市議会)(第三七二五五五) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(大阪府吹田市議会)(第三七二六六六) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(大阪府大阪市議会)(第三七二七七七) 電気料金値上げによる国民負担増に反対する意見書(茨城県常総市議会)(第三七二八八八) 夏の電力不足対策に関する意見書(京都市議会)(第三七二九九九) は本委員会に参考送付された。 本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 参考人出頭要求に関する件 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)(参議院送付) 経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件 ○中山委員長 これより会議を開きます。 経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。 この際、お諮りいたします。 両件調査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長日暮樹君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局参事官三井秀範君、経済産業省大臣官房審議官河村延樹君、経済産業省大臣官房審議官宮本聡君、経済産業省大臣官房審議官朝日弘君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横谷敏
---	---	--	---

秀君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長
深野弘行君の出席を求め、説明を聴取いたしたい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。藤田大助君。

○藤田(大)委員 おはようございます。民主党の
藤田大助です。

きょうは質問の機会をいただいて、ありがとう
ございます。

中小企業等の質問をさせていただきたいと思
いますけれども、その前に、昨日、関西電力大飯原
発三、四号機の再稼働をめぐり、おい町長が再
稼働に同意を表明いたしました。首相の記者会見
以降、状況は刻々と変わってきております。政府
としては、ぜひこのあたりについては国民にしつ
かりとした説明をしていただきたいと思いま
すし、スケジュール等も明確にいろいろな形で示
していただきたいというふうに思っております。ま
た、我々議員もいろいろな形で国民の皆さんとこ
ういった再稼働について、原発について議論して
いるところでございますけれども、政府として
は、国民に理解が得られる、あるいは納得いた
けるような、そういったところに尽力する責任も
あると思っておりますので、しっかりとした対応を要望
させていただいて、それでは通告に従いまして質
問させていただきますと思っております。

中小企業政策についてでございますけれども、
中でも小規模企業に対する支援について質問させ
ていただきたいと思っております。

今、地域社会を見渡してみますと、国内外の環
境変化により、地域経済はかなり疲弊した状況に
なっております。都市部あるいは町中、地方、そ
れぞれのところで課題もありませんし、また格差も
大きくなっております。あわせて、歯どめのかか
らない人口減少は地域の雇用の場を喪失もさせて

いて、結果として地域経済の市場規模というか、
商業や工業、こういったものをやっていく環境と
いうのがどんどん縮小しているような状況になっ
ているということは私から申し上げるまでもござ
いませし、地域で活動する中で皆さんも本場に
切実に感じておられると思っておりますけれども、地域
の中小企業はぎりぎりの状態で事業を行っている
ところが非常に多いというふうにも実感もさせてい
ただいております。

四百二十一万社ある日本の企業のうち、中小企
業は四百十九・八万社でございます。九九・七％
が中小企業。中でも、実は小規模企業の割合は非
常に大きく、約三百六十六万社で、八七％を占め
ます。また、雇用も九百二十九万人と、日本の雇
用全体の約二三％を小規模企業が担っております。

経済産業省あるいは中小企業庁はさまざまな形
で中小企業政策を実施しているということは承知
しておりますけれども、中小企業の中でも特に小
規模企業の位置づけ、そして小規模企業に対する
支援というものをどのように考えているのか、ま
ずお伺いさせていただきますと思っております。

○枝野国務大臣 小規模企業は、御指摘のと
おり、我が国の企業の約九割を占めていますし、地
域の経済を支える、あるいは雇用の受け皿であ
る。そして、本場にさまざまな業種がございま
す。我が国の産業のサプライチェーンの担い手と
いう側面もあります。

私自身も、実は、私ごとですが、うちの父親は
流し台をつくる会社の孫請みたいな小規模企業を
やっております。本場に、非常に厳しい状況の
中で、日本の経済と社会を支えているのが小規模
企業であるというふうにも思っております。

同時に、大きく産業構造が変わりつつある日本
においては、もちろん、既存の大企業がさまざま
な努力の中で産業構造を転換していく、経済状況
の変化に対応していくということも重要でありま
すが、今は小さな企業が、新しい経済状況を踏ま
えて、それに対応して大きく成長したり、あるい

は小さいままでもさらに活力を発揮していくとい
うようなことも大変重要だろうと思っております。

これまで小規模企業に対する支援策としては、
経営改善資金融資、いわゆるマル経融資である
とか、設備資金の貸し付けなどがありますが、これ
らは一律の下支えという側面にとどまっていたの
ではないだろうか、小規模企業の経営実態が本
場に多様多様であるということに十分に対応でき
ていなかった、また、下支えであって、何とか息を
継ぐためにやっている、では、活力を高めていく
とか、伸びていくということのために何ができ
るのかというところが若干欠けていたのではない
かと思っております。

このため、さまざまな経営課題を抱える中小・
小規模企業、特に小規模企業から幅広い生の声
をお聞きするために、「ちいさな企業」未来会議を設
置して、議論を行ってきました。全国で三十カ所
以上に及ぶ地方会議等において議論を行ってき
ており、ちようどあす、この中間的取りまとめを
行う予定でございます。

これまで、起業、創業あるいは事業承継などの
際の知識サポートを充実させる必要がある、それ
から成長を目指す企業への資本性資金の供給が重
要である、一方、地域に根差した企業に対しては
安定的にどう資金を供給するのが重要である、
それから特に若手を初めとする優秀な人材確保な
ど、本場に多様な声が出てきておりまして、今申
し上げたことは、特に代表的な御意見でございま
すが、こうしたことを踏まえた小規模企業への支
援策を、あすの取りまとめを踏まえて、整理して
打ち出していきたいというふうに思っております。

○藤田(大)委員 御答弁ありがとうございます。
しっかりと小規模企業、小規模事業者の視点で
やっていただけたというお言葉であると思いま
すけれども、大臣のお話にありましたように、この
小規模企業をどのように支えていくかということ
が、これから地域経済であるとか地域社会を考え

ていく上で非常に大切な視点、大きな鍵になるの
ではないかというふうに私自身も感じておりま
す。

これも大臣おっしゃられましたように、多種多
様であって、さまざまなことを地域で担ってい
だいている。これまで地域の、例えば生産である
とか雇用であるとかいうものも守ってきました
し、いわば町のコミュニティやまちづくりの中
でのにぎわいとか、そういったものをつくり出す
装置だったわけでありまして。

この小規模企業がだんだんやりにくい環境に
なってきた、社会の構造も変わってきているん
で、すけれども、その中でやりにくくなってきた、少
なくなってしまうということは、町にこの装置が
なくなるといふことでありまして、いろいろな形
で成長戦略とか、あるいはいろいろな分野で予算
をつけても、地域が疲弊していく流れというの
はなかなかとめられないというふうに思います。

「ちいさな企業」未来会議というものを話し
いただきました。三十カ所、あす中間取りまとめ
というところでございますけれども、政務官なども意
欲的に地方を回っていただいておりますし、非常
に意義のあることだというふうに私自身は感じて
います。ただ、アピールが少し弱い部分があるの
ではないかなというふうに思います。もともと
とこういったことは知っていたかと思いま
すし、社会全体でそういうものの必要性とい
うのを感じていただきたというふうに思いま
す。

中小企業庁は、他府省に、中小企業のことにつ
いて、連携したり、意見を述べたり、協力を求め
たりすることができると思いますが、今後
さらにこういって積極的な取り組みを進めていた
だきたいと思っております。

お話にもありましたように、マル経融資や小規
模企業に対する設備資金などもありますけれど
も、もつと総合的に、重層的に支援する必要が
あるのではないかとこのように感じております。
例えば、雇用促進税制であるとか、事業承継税

制とか、法人税の均等割とか、こういった税制面でも、中堅企業と比べて小規模企業は優遇措置を受けにくいといったことが指摘されておりますし、大臣、先ほどお話がありましたように、こういう基礎的な部分だけじゃなしに、もう少し地域が元気になるような、あるいはチャレンジできるような、そういったところも必要だというふうに思いますので、これらを踏まえて、再度、小規模企業に対する支援の考え方について伺いたいと思います。

○枝野国務大臣 まず、アピールが大事だということについては、本当にしっかりと受けとめなきゃいけないと思っています。小規模企業の位置づけとか、小規模企業施策のアピールそのものも大事だと思いますが、同時に、人材の確保という観点から、小規模企業の魅力というものをしっかりと若い皆さんにアピールすることが人材確保のための何しろ最優先の課題ではないかというふうに思っております、そこをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

ちなみに、その絡みでいうと、すぐれた小さな企業を一つの冊子にまとめて、ミシュランみたいにして、こういうふうな小さい企業だけけれども、利益を上げて社会の役に立っている、頑張っている企業があるんですよというものを一つ一つ、世の中に広めようかというようなアイデアなども出していただいているところでございます。それから、総合的、複層的にという御指摘をいただきました。

実は両面があつて、そこをうまくこなすのがこれからの課題だと思っておりますが、一方で、小規模企業が使えなささまざまな政策ツールというのはもう本当にたくさん種類がある、たくさん種類があるんだけど、たくさんあり過ぎて、どれが使えなのか、実際、現場の皆さんがわからない、もうちょっとわかりやすく整理をしてほしいというニーズがあります。

その一方で、本当に業種がいろいろあるものだから、あるいは規模も、小規模の中でもいろいろ

違いがあるものだから、この従来の制度、自分にはぴたりこないんだよねというような声もあつて、もっときめの細かさが必要ではないかという声もいただいている。

どちらも私は正論なんだろうというふうに思っております、柔軟に、それぞれの企業の実態に合った、対応のできる制度に組みかえていくと同時に、それでも、さまざまな制度の中で、どれが使えのかということもきちっとお伝えできる経営指導といいますか、まさに知的な部分の支援をする、このプラットフォームをしっかりとつくっていくこと。

中小企業経営力強化支援法案を通じて、さまざまな、土業の皆さんや金融機関を含めて、そうした社会貢献をお願いしていく、しっかりと位置づけるといふ方向も出しているところでございますが、これを国会で成立させていただければ、これも十分に活用して、特に小規模企業のニーズに対応しつつ、しっかりとその情報を企業の皆さんに知っていただくということを進めていきたいと思っております。

それから、資金という面では、ここはきめの細かさの方が大事なかと。小規模企業の中には、小さいけれども、技術力とかブランド力を背景にして海外展開しているところというふうな小規模企業と、地域で、小さいけれども非常に役に立っている力があるという企業と、資金を必要としている方にも、どうも大きく二種類ある。そうすると、片方は、大きな金額ですから若干審査をしっかりとやらせていただくにしても、まとまったお金を、片方は、小さな額でいいから簡便に資金調達ができないだろうかというニーズがある。

こうしたことなど、本当に、まとまって、これを行います、一つ二つのことでうまくいきますというものが申し上げられないのがこの世界だと思っております、幾つかの例を述べさせていただきます。

○藤田(大)委員 御答弁ありがとうございます。まさに、大臣おっしゃられたとおりだと思います。

すので、ぜひこれからも意欲的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これまでの中小企業政策は、どちらかというと、中規模の企業と小規模の企業、これを中小企業というふうな言葉でくくって、その性質の違いや規模の違いというものを踏まえたきめ細やかなところができていない部分があると思っております、大臣がおっしゃられる意味はそういう意味だというふうに思います。ぜひ、きめ細やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

通告で、この後、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスを質問させていただきたかったんですが、どうしても、時間の関係もありますので、要望にとどめさせていただきたいと思っております。

地域の草の根的な活動で、今、いろいろな地域の課題がある中で、商工業者さんがそういったものを通じて新たなチャレンジをしているところというふうなところもあると思いますので、これからの地域経済を考えたときに、そういう重層的なさまざまな取り組みも必要ですけれども、このコミュニティビジネスやソーシャルビジネスといった視点も大切に組み込んでいただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。スマートコミュニティについて質問します。

再生可能エネルギーの普及あるいは地震、台風などの自然災害に備えたエネルギーの備蓄など、昨年の東日本大震災以降、スマートコミュニティといった視点の取り組みというのは非常にいろいろなところで議論されるようになってきておりますし、多様なニーズも生まれてきていると思います。

経済産業省などが行うスマートコミュニティなどの実証あるいは普及事業などは、どちらかというと大都市圏を中心とした大規模な実証が多いというふうにも感じます。しかし、我が国は、山があり、川があり、海があり、こういう農村山村漁村、特に沿岸部や離島など、それぞれの地域の特徴があるわけでありまして、今の段階から、そ

ういった地域の特性を踏まえた、また、小規模なコミュニティに対しても当てはまるような実証が必要だというふうに思います。

その点について、経済産業省の考え方をお伺いしたいと思います。

○北神大臣政務官 藤田委員おっしゃるとおり、どちらかというと、有名になっているのは大都市におけるスマートコミュニティの実証事業でありますけれども、当然、地方に行くと全然実情が変わってくるということで、極めて重要な指摘だというふうに思います。

これは余り知られていないかもしれませんが、実は、鳥取市とか水俣市とか、どちらかというと農村地域の実証事業というものが、国内で七カ所ぐらい既にやっております。例えば、鳥取でしたら工場、住宅間のエネルギー融通システムモデル、水俣市でしたら農漁村型エネルギー管理システム。具体的に水俣市について言えば、例えばハウス栽培に太陽光を導入するとか、あるいはカキの養殖用のいかに太陽光パネルと蓄電池を載せて、これで自動的の餌をまくとか、水質の調査をするとか、こういったこともやっております。

こういった七地域でおっしゃるような地域の特長に応じて実証事業を行うとともに、スマートコミュニティの実現可能性の調査というものを支援していきたいというふうに思っております。

○藤田(大)委員 政務官、御答弁ありがとうございます。

いろいろな小規模コミュニティへのこういう当てはめとか実証というのは、非常に多くの需要家を抱えた都市部と比べて、かなりいろいろな課題もあると思いますので、ぜひそのあたりについても、先ほど事例も出していただきましたけれども、これからも引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、防災面から考える地域経済と中小企業対策についてお伺いしたいと思います。

過去に当委員会でもBCPについて質問させ

ていただきましたけれども、こういったニーズというのは非常に高まっています。積極的な答弁もそのとき大臣からいただきましたけれども、現段階でどのように取り組まれているのか、あるいはその進捗状況なんかも教えていただきたいと思っています。

○北神大臣政務官 BCPについては、災害が起きたときなどについて、危機管理的に、事業をどうやって継続するのか、こういう話であります。これはもう実は二〇〇六年から既に中小企業BCP策定運用指針というものを策定しております。ホームページでもそのBCPの様式とか事例というものを含めて公表しております。そういう方策で普及啓発に努めてきたということです。

ただ、去年の東日本大震災を受けてさらに普及をしなければいけないということから、より簡易な、要点だけをかいつまんで策定できるような指針の見直しというものを行いまして、これは本年四月に運用指針の第三版というものを公表したところでございます。

さらに、それぞれの地域で各種の中小企業団体などがBCPのセミナーを行っているときに経済産業局の職員を派遣していろいろ御相談に乗るとか、逆に、今年度から、そういう中小企業支援機関のBCPの担当の方々に来てもらって研修を行う、こういうこともしております。

さらに、防災関係であれば、中小企業に対する財政的な支援については、BCPの政府の指針に基づいて防災計画を策定した場合に、そのための施設の整備とか、あるいは防災施設の設置等に要する資金については低利融資という制度も設けております。

こういったものを活用していただいて、中小企業が防災体制を整備する、あるいは災害のときの危機対応能力というものを向上するためにも、我々も積極的に頑張っていきたいと思っています。

○藤田(大)委員 御答弁ありがとうございます。積極的な、あるいは力強いお言葉だと思います。時間が来ましたので、以上で質問を終了させていただきます。

いただきます。

○中山委員長 次に、菅原一秀君。

○菅原委員 おはようございます。自民党の菅原でございます。

きのうからきょうにかけまして報道を見ておりまして、何だか一つの方向性が出てくるような報道であります。私は、この消費税、まだまだ与党も野党も一山も二山もあるんじゃないかな、こんなふう感じております。

そうした中で、先般、この社会保障と税の一体改革の委員会、ちょうど枝野大臣、御担当でございます。したがつて、きょう改めて、消費税と経済のことを若干、冒頭にお尋ねをしたいと思います。

まず、一昨日十三日に、御案内のとおり、アメリカの格付会社ムーディーズがスペインの国債を三段階格付を下げたわけでありまして。また、あさって六月の十七日にはギリシャで総選挙がありまして、これがどっちが勝つかによってギリシャ自体がユーロから離脱を余儀なくされる、こうした状況の中です。ユーロ危機が再燃している状況であるわけでありまして。

こうした状況は、言うまでもなく日本の為替、円にも大きな影響が波及するわけでありまして、言ってみれば、ユーロ危機が高まるほどに円高がさらに進んでしまう。ここに来て、きょうあたりは一ドル七十九円、そしてユーロ百円前後で推移をしているわけでありまして、輸入価格がぐんと上昇する中で、特に新興国との大変厳しい競争、こうしたことを背景に輸出価格を上げるのができない、ということ、結果的に、我が国の自動車や電機、こうしたリーディングインダストリーが極めて大きな痛手をこうむることになるわけでありまして。

ある民間のシンクタンクの試算によりますと、円高による企業の業績への影響、対ドルで一円円高が進むと、主要企業三百八十社で千七百二十四

億円の経常利益の減収となる。

特に、私はユーロの面で懸念をいたしております。ユーロの方が変動幅が大きい。こうしたことを考えますと、直近の一年間だけ見ても、ドルは大体七円前後の変動、これに對しましてユーロは、去年の今ごろが百二十円ぐらいでありましたから、大体二十円近く円高に進行している状況があるんですね。言ってみれば、その影響は、対ドルよりもユーロの方が数倍悪影響がある。

野村証券の試算では、日本の主要企業四百社、一ユーロ一円円高になると経常利益が七百億円マイナスになる。そう考えると、二十円ユーロで円高になるということは、この一年間で一兆四千億円ぐらい損失が出ている、こういう計算になるわけでありまして。

こうした中で、言ってみれば、ドルに注視をしつつも、欧州危機ということを考えれば、対ユーロ対策、これが極めて重要な柱になってくると思うんです。

この日本の経済を牽引する役割を担っている経産大臣として、特に日本の産業の中のメーカーにおいて、ユーロ危機に関してどのような影響と捉え、かつまた、どう対策を講じていくのか、この展望等をお尋ねしたいと思います。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、もちろん、円とドルの為替関係も大変重要でございますが、円高・ユーロ安は、各企業が想定しているレートとずれる幅、今御指摘いただいた変動の幅がドル・円以上に大きいということで、ヨーロッパでの売上高が大きい日本企業の営業収益に大きな影響を与えているというふうに思います。

また、一般的に、日本企業の欧州での部品調達には少ないものですから、製品等の販売によって獲得したユーロを使用する機会が少なくなります。したがって、日本企業にとっては、ユーロ・円での為替変動リスクを削減する取り組みがドル・円以上に難しいというのが一般的であります。

こうした状況にあります中では、急激な円高が海外からの部品調達や海外への工場移転等を加速

するおそれがあり、引き続き、市場の動向を注意深く監視しつつ、政府としては、日本銀行と連携しながら、必要な場合には断固たる措置をとるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○菅原委員 注視をする、あるいは断固たる措置を日銀と提携してやる、こういうことなんです。その本丸の日銀が非常に金融政策が脆弱であることは、私は予算委員会でも何度となく詰めてきたわけなんです。

五月の二十日前後、日本の格付をフィッチ社が下げた。すかさずカウンターパンチを打つのかと思ったら全く何もしないで、五月二十三日の金融政策決定会合においては追加の金融緩和は全くやらずに今日に至って、円高、株安が進んでいることは御案内のとおり。ここに来て、七十七円が七十九円ぐらいになってやや円安に振れたとしても、まだまだメーカーからすれば、円高どころか、超円高という域を出ていないわけでありまして、この点についてお尋ねをしたいと思います。

いわゆるデフレからの脱却という至上命題に関して、日銀が四月の二十七日に公表した展望レポートによりますと、二〇一三年、物価上昇率の想定をプラスの〇・七％としているんですね。そもそも、二月に日銀が掲げた中長期的な物価安定の目標、いわゆる一％めどという言葉、有名な言葉にもなりましたけれども、白川総裁の言葉ですけれども、これが〇・七％になっているわけなんです。

民主党がこれまで策定してきたいわゆる新成長戦略、この数値目標は、名目成長率が三％で実質成長率が二％、そしてそこから導き出される一つの数字として物価上昇率プラス一％というのは、現時点において民主党政権と日銀が共有するいわば数値目標のほぼなんですよ。ところが、この状況に對して何ら手を打たない。

私どもは、今度の政権公約の中にもはっきりと銘打ちますが、インフレーションターゲット二％、そして

この状況に向けてさまざまな金融政策を日銀法を変えてでもやるんだということで、今盛り込むようになってございます。

政府のデフレ脱却等経済状況検討会議のメンバーである枝野大臣にお尋ねをしたいんですが、私は、日銀が、マネーサプライの拡大、そしてインフレーターゲットをきちんと二%、この状況であれば、日本こそは三%、四%ぐらいのインタゲを設けていかなければ、そしてそれに向かつて物価上昇率を上げていく努力をしなければ、とてもこの日本の経済は円高、デフレから脱却できない、こう確信をいたしています。

あわせて、買いオペレーションも枠を五兆、十兆ふやして、それが世界最大規模だと自慢をする、こんな白川総裁のスタンスには辟易しているわけでありすけれども、私は、そういう意味では、この買いオペ等をぜひやるべきだ、したがって、そのメンバーである大臣がそういうことをぜひ進言してほしいんですが、どうですか。

○枝野国務大臣 長期にわたって続いているデフレ状況からの脱却は、大変重要なことであるというふうに思っております。また、デフレからの脱却に当たって金融政策も重要であることは否定をいたしません。

しかしながら、日本がデフレであることの本質的な原因は、基本的には、物が売れない、物が売れなければ物の値段は下がる、こういう構造の悪循環の中に長期にわたって陥っていることであって、デフレからの脱却は金融政策だけではできないと私は思っております。

特に、この間、過当な国際競争がスタートであつたかもしれないが、賃下げや値下げでコストを下げるという瘦せ我慢の経済に走り、個々の企業はそのことによって何とか収益を維持して継続性を保つていただいても、結果的には、労働所得が低下して消費意欲が低下するという構造で、さらに値下げ、賃下げを余儀なくされるという悪循環、これを壊さない限りは、いかなる金融政策を打ってもデフレからは脱却できないと私

は思っております。

このため、経済産業省としては、国内でしっかりと物が売れる、高くても買う意欲を持つていただける、あるいは買えるだけの消費者の皆さんの所得が確保されるという施策を充実させることが何よりも急がれると思っております。

需要があるのに供給が足りない分野、ここは間違ひなく、供給をふやせば物が売れます。ヘルスケアや子育て産業、あるいはエネルギー産業など、日本が直面している課題を解決する産業をさらに創出して内需を掘り起こしていくということ。

一方で、国際関係においては、インフラ輸出であるとか、広い意味でのクール・ジャパンに象徴される、若干高い値段でも買っていただけの日本のものづくりという分野はまだありますが、その潜在力が十分に生かされていない、こういった分野の海外市場開拓を急速に展開しているところがございます。

また、賃金デフレを解消するため、ダブルインカムの実現を通じて世帯所得を増加させていくことが重要であると考えており、ダイバーシティーマネジメントを推進していくとともに、子育て、介護の環境整備を進めているところでございます。

こうした本質的な対応策と同時に、日本銀行と連携しながらデフレ脱却に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○菅原委員 国内で物が売れない、物が安いのに売れない、だからまた下げる、これがデフレの一つの傾向であり、だから国内対策をやろうということ、もう大臣、そのとおりだと思ふんです。

ただ、あわせて、今まで日本というのは、貿易である意味もつてきた。海外で稼いで、その富を国内に入れて、そしてそれをサービス業等にいわば還元をしてGDPを上げてきた経緯があるとするならば、今、貿易収支が悪化して、経常収支の悪化にもつながりかねない状況の中で、特に、円高とはいえ、いわゆる三・一一以降、日本のエネ

ルギー事情は変わりました。したがって、原油にしてもLNGにしても、ロシアの天然ガスにしても、まさに日本をターゲットにして、本当に大変高い値段に引き上げてきている。そして、それがまた輸出入の差になって、結果的に貿易赤字につながる。

つまり、円高をとめない限り、こうした要因を含めて、海外で今まで百円で売れたものが九十円でしか売れない。こうした差損が、結果的に、今日の日本の国内のGDPの低落、またデフレにもつながってきているとすれば、私は、国内の対策は、大臣の言ったとおり、やっていただきたいけれども、やはり日銀が、きちんとした金融対策、マネタリーベースの拡大。

特に、この四年間で、アメリカのドルは三・四倍にふえております。イギリスも、ユーロに入らないで、ポンドを三・一倍ふやしていきました。日本だけが一・二六倍しか円を刷ってこなかった。

これはどう見たって、金融緩和、量的緩和をしてこなかった今日、それが円高につながって、いわば海外で稼ぐことができなくなつた、そういう状況を招いているとするならば、日銀法十九条というのには大臣御存じですか、この十九条に、政府から政策決定会合に出ていって意見を言うことができるんですよ。

あわせて、今このデフレ脱却の検討会議に出ておられるわけですから、私は、経産大臣としてむしろその点を、日銀がそういう考えだから平仄を合わせるのではなく、経産省から、あるいは産業界の代表として、国民の代表としてそういう発信をしていただくべきではないかな、こんなふうに思います。その点は、多分長くなるから結構ですけれども。

一点お尋ねしたいのは、このデフレ状況で消費増税をすることについては、大臣、どう考えますか。

○枝野国務大臣 外需の重要性については御指摘のとおりでございますが、外需とともに内需が

しっかりと安定的に拡大をしていかないと、デフレ状況も解消できないと思っておりますし、日本の経済の安定的な活性化ということも困難であるというふうに思っているところでございます。

そうしたことの中で日本の国内における消費を拡大させていくためには、先ほど申しましたとおり、世帯所得をふやしていく。そのためには、介護であるとか子育ての支援策を安定的に充実させるということとは不可欠であると思っておりますし、また、介護あるいは子育てに関連する分野の民間投資、そしてその消費を拡大させることが不可欠であると思っておりますが、いずれにおいても、そのコアになる部分は公的保険と税によって安定的な社会保障制度が確立されていることが大前提になります。

したがって、社会保障制度を安定させていくことは我が国の経済の活性化のために不可欠なことであり、私は、中期的には、消費税を上げることには経済にプラスであると確信を持っております。

○菅原委員 消費税をデフレ下で上げることがプラスになるというような御答弁でしたが、私はとてもそうは思えません。

御案内のとおり、税率を再来年から、五パーから八パー、八パーから一〇パーに上げると、民間のシンクタンクの試算によりますと、実質GDP成長率がそれぞれ、五から八のときは一%、八から一〇のときは〇・六%押し下げ効果があると指摘をされているわけなんです。

内閣府の試算でも、消費税率の一%引き上げというのは実質GDP成長率を〇・三%押し下げるとしているんです。

同じ政府内でそういう見解を持っていて、今大臣がおっしゃったように、増税をして結果的に成長するんだ、あるいは税収が上がるんだということとは、とても経済理論をわかっていない方のお話ではないかなと思ふんです。

そこで、今社会保障の修正協議が行われておりますけれども、税についても行われております。

私ども、民主党さん、いろいろとかんかんがくがの議論を経た後で、景気条項というのを設けられました。消費増税をするに当たっての前提として、名目三パー、実質二パーの景気条項。これは大変重要なことだと私は注視をしていたわけであります。我が党の党内の議論でも、これを削除するかどうかの議論があつて、まかりならぬ、とんでもない話だと私ははつきり申し上げたわけなんです。その辺は民主党さんの方で頑張っていただけなのかなと思つていたんですけれども、これはちよつと様子を見なければわかりません。

そのことはそれといたしまして、この三パー、二パーの景気条項。ここ十年間の平均の成長率というのは、御案内のとおり、名目がマイナスの〇・五、実質がプラスの〇・八。一パーにも満たない状況の中で、この増税をするに当たつて、三パー、二パーに向けてどうすればこれが達成できると思ひますか。

○枝野国務大臣 基本的には、実体経済の側面のところで、先ほど申しましたとおり、内需と外需、つまり物を売れる構造にしない限りは、金融政策であつたりさまざまな政策を幾ら打つても実はデフレは解消しないし、経済成長率は確保できないというふうに思つています。

そして、繰り返しになるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、国内においては欲しいのに売っていないものを売れない。欲しいのに売っていないものというのは、やはり老後の安心と子育ての安心というところが圧倒的に大きい。それからもう一つは、先ほど御指摘ありましたけれども、原発事故などの影響も含めてでありますけれども、できるだけ海外から物を買わずに国内において安定的なエネルギー供給を行つていく。ここは欲しいものというよりも、必要なものがまだ十分に提供されていない。

やはりこの分野を中心として、ニーズのあるところにしつかりとした供給をしていくということをお願いしていくかということである。

それから、外需については、残念ながら、価格

競争だけで勝負をすれば、日本は、もちろん円高の影響もありますが、新興国との競争には勝てません。したがつて、値段が高くて売れるものをどうやってしつかりと、その潜在力がありますので、その潜在力をしつかりと生かして海外に売っていくのか。

この二つが、経済成長を実現していくための最大の要因であるというふうに思つています。

〔委員長退席、石関委員長代理着席〕

○菅原委員 この議論はちよつとまた次回にして、物が高くて売れない、あるいは安くてもなかなか売れない、高いけれども欲しいもの等々、いろいろあると思うんですが、そのうちの一つにいわゆる太陽光発電、ソーラーシステムが今、成長戦略の一丁目一番の一の柱ではないかな、こんなふうに私は思つております。

いわゆるグリーン政策、グリーン分野における自然再生エネルギーの導入の拡大ということ、やはり三・一一以降、日本のエネルギー事情が大きく変わる中、広い意味で脱原発依存という方向に今進んでいく中で、私は、再生可能エネルギーの分野をいかに拡大していくか、このことがまさに日本の生命線にもなつておられます。

来月、七月の一日から全量固定買い取り制度が始まるわけでありまして。三年前、二〇〇九年の十一月に余剰電力の買い取りがスタートして今日に至つてあるわけでありまして、御案内のとおり、この五月の十七日に、一般社団法人の太陽光発電協会が発表したデータによりますと、太陽光発電の、御家庭につけた、会社につけた、法人につけた台数が百万件を突破したと、大変朗報が発表されたわけでありまして。

ところが、日本全国の世帯数というのは、戸建ても集合住宅も含めれば、大体五千万世帯なんです。そうすると、このうち百万台ということでは、単純計算でわずか二%しか今ソーラーシステム、太陽光をつけていない、こういう計算になるわけなんです。

御案内のとおり、日本のエネルギーの発電コスト

トを見てみると、二〇一〇年のエネルギー白書によりますと、一キロワット時、火力が七円から八円、水力が八円から十三円、風力が十円から十四円、太陽光は何と四十九円。これを、いわゆるグリッドパリティという方策で、再生可能エネルギーは大変コストが高いんだけれども技術革新によつて低額、安くしていく、こういう計画のもと、二〇二〇年には十四円、二〇三〇年には七円、こういう計画があるわけなんです。

これはもう御案内のとおり、普さんが去年のサミットで突然、一千万世帯に太陽光をつけると言い出して、民主党さんはいつとも突然言い出すので、いつもびつくりさせられるわけなんですけれども、あのときに、やる場合には、原発を今のそれこそ十四基分ふやすというエネルギー計画のものであつたと思ひますし、かつまた、その直後にそうした発言をしていながら、今日まで太陽光パネルを、ある意味では民間企業に任せ切つていて経過があるのではないかな。

一方で、中国産やら韓国産やら、全てとは言いませんが、訪問販売で各御家庭に売りに来て、高齢者の方がだまされて買つてつけたらば、一週間ですぐに発光しない、供給できない、こうした事故が相次いでいるわけなんです。

最近では、量販店でも、それこそキロワット六十万、七十万なんという大変安いものも出てきています。基本計画の中で、二〇三〇年には五千万キロワットまで大幅にあやす、こういう計画を持つていながら、実際には、今現在、三百六十二万キロワットしか供給されていない、こういう状況にあるわけなんです。

私は、日本こそが、国家プロジェクトとして、太陽光パネル、しつかりと供給できるように。そしてまた、初期費用が余りにも高い。今言つたように、量販店で六十万、七十万というけれども、きちつとしたある程度のものでつけると、やはり三百万、三百五十万してしまふ。国、東京都、自治体で補助金制度があつて、大体百万ぐらい三百

万のものには補助金が出るわけですが、果たして二百万かけてソーラーをつける家庭はどれだけいるんだろう。その結果が、やはり五千万世帯の中でわずか二パーしか今に至つていない。去年一年間、三・一一以降、大体三千万世帯ぐらいふえてる。それでも、百万世帯というのは圧倒的に足りないわけだと思ひます。

この点、パネルの効率性の向上とかコストの低減、そこに向けて、国家プロジェクトとして国が進めていくという御意思はないでしょうか。

〔石関委員長代理退席、稲富委員長代理着席〕

○枝野国務大臣 太陽光発電については、エネルギー政策という観点からも、そして、日本が今、少なくとも相対的に一定の競争力がある分野であり、国際的な需要もこれからどんどん拡大していくという、産業分野としても大変重要であるというふうな位置づけをしているところでございます。七月に、まず固定価格買い取り制度がスタートいたします。同時に、工場立地法等の規制改革も進めているところでございます。これに税制優遇措置などを組み合わせて、今年度で約二百万キロワットが新たに導入される見通しになっております。

ちなみに、先ほど三百幾つという御指摘がありました。累積導入量でいくと現時点では五百万キロワットでございますので、いずれにしても、従前の、長年にわたつて積み重ねてきた規模に相当近い数が、今年度だけで新たに導入をされます。こうした市場拡大によつて、太陽光発電の価格低下が進んでいくものというふうな期待をされているところでございます。

また、性能については、特に固定価格買い取り制度の対象とするに当たつては、その規格、性能については一定の基準を設けておりまして、いわゆる粗悪品等については当然のことながら対象にならないということでございますし、訪問販売などを通じた特に粗悪品の問題等については、これは消費者庁などにも御協力いただいて、しつかり

対応していかなければならぬというふう
に思っています。

さらには、今持っている技術をさらに磨いてい
くことが必要であると思っております。有機系
太陽電池の開発プロジェクトや、あるいは既存の
太陽電池の効率化、長寿命化に向けた各種技術開
発について、しっかりと支援をしていっている
ところでございます。

また、さらに申し上げると、太陽光発電の飛躍
的な普及に向けては、太陽光パネルそのものが重
要であると同時に、例えば蓄電システムである
か、スマートホーム、それからスマートコミュニ
ティーなどのエネルギー効率をいかに効果的に
行っていくのかというシステムも同様に重要であ
ると思っております。こうした総合的な取り組
みの中で、エネルギー源としても、そして日本の
産業としても、しっかりと太陽光発電について後
押しをしてまいりたいと思っております。

○菅原委員 NEDOの三年前のロードマップに
は、二〇三〇年に二億八千三百万キロワット、こ
ういう推定導入量というのを示しているんです
ね。これというのは、全発電設備容量のほとんど
を占める。そういう計画自体は大変いいんです
が、今の大臣の答弁だと、ややもすると民間任せ
という嫌いが感じられてなりません。

やはり、今から十四倍もふやさなきゃいけない。
この前、細野環境大臣が、いわば原発のウエー
トをどれくらいにするかということで発表されて
いましたけれども、大体一五％という案にして
も、やはり今三百六十二万キロワット、これを太
陽光で換算すると、五千万キロは最低でも導入す
るような体制をとらなければ、一五％さえ実現で
きません。

そういう意味では、私は、今の答弁では、太陽
光パネル、ソーラー、また蓄電池によって、海外
向けのものも国内供給のものも含めて飛躍的に伸
びるとはどうも思えない。もっとこれは根本的
に、いわばインターディビジョンで、国家プロ
ジェクトとして、太陽光パネルで世界一になるん

だというメッセージを発するような御意思とい
うのはないでしょうか。

○枝野国務大臣 日本の技術開発などについて
は、これまで支援をしてきましたし、だからこ
そ、その技術力については現時点でもやはり世界
一だと思えますし、これをさらに磨いていくとい
うことについての支援はしっかりと、一種の国家
プロジェクトとして支援をしてまいりたいとい
うふうに思っております。

これを国内でどう普及させていくのかというこ
とについては、逆に言うと、ここまで、これは自
民党政権の時代から頑張っていたので、太陽光
などの研究開発や普及に向けてさまざまな積み重
ねをしてきていた上に、そのことによつて
価格なども急激に下がってきて、普及の伸び、こ
のグラフも急激に右肩上がりです。カーブが上がつて
きているという状況にある。

そうしたことの中で、固定価格買い取り制度が
導入をされます。もちろん、さらなる立地規制な
どについての規制緩和等も、まさに国家プロジェ
クトの意識で進めていきますが、そうしたことの
中では、現状の数字を考えると十倍倍という数字
でありますけれども、そもそも、さまざまな新技
術の普及については、ある段階まではなかなかい
ろいろなことをやっても進んでいかないだけ
ども、ある点を越えればぐっと上がっていく。こ
れは繰り返すようになりますが、自民党政権の時代か
らさまざまな積み重ねをしてきていたことで、急
激なカーブに入りつつある段階にあります。

したがって、もちろん安心して見ています
と言つてもいいかもしれませんが、固定価格買い取
り制度の導入等によつて、相当飛躍的に普及のス
ピードは高まる、そのことによつて値段も下が
る、値段の下がるスピードも速まってさらなる普
及の加速が進む、こういう段階に今来ていると私
は思っています。

○菅原委員 その相乗効果に期待をしたいと思
うんですが、この点について一点だけ。
七月一日から全量買い取りが始まります。戸建

ての家はほとんど対象になっているわけです。当
然、マンション、アパート、集合住宅も対象には
なっているんです。ところが、二十戸あって、全
員が賛成しないと管理組合が共同で設置できな
い。一人だけ反対してもできない。そうすると、
結果的に、全量買い取りが始まって、一キロワッ
ト四十二円、これはつけた方がお得だと、いわゆ
る一般家庭はつけて普及すると思います。一方で、
マンションではそういうハードルが必ず出てく
る。この点について、何か知恵はありませんか。

○枝野国務大臣 区分所有建物における建物全体
としての意思決定をどうするのかということにつ
いては、建てかえ問題なども初めとして、一般的
に非常に悩ましい問題であるということはお承知
のとおりでございます。あえて言えば、むしろ
本質はそちらの方の問題にあるかなというふう
に思っています。

そうしたことの中で、できるだけ集合住宅にお
いても太陽光のパネル設置を普及させていくた
めには、お得だからということを余り強調し過ぎ
るのもいかなるものかという側面はありますけれ
ども、やはり客観的に、みんなでつづくとこれだけ
有利になりますよというふうなことにしているの
を知、普及ということについては、これは政府とし
てもしっかりと努力をしていかなければならな
いというふうには思っております。

○菅原委員 福島原発の事故、そしてそこにか
かる事故調査委員会、この問題に移りたいと思
います。

政府の事故検証委員会、去年の十二月に、初動
対応が不適切であった点とか、あるいはシビア
アクション対策が不十分であった、こうした指
摘をいたしました。また、その後、私たち自民
党の申し出によつて、当然、公明党さんもそう
すけれども、いわゆる政府内ではなく国会にこの
事故調査委員会を置くべきだ、こうして国会事故
調ができて、これまで十九回、議論がされてきた
わけでありまして。

先般、枝野大臣もその意見聴取に参加をし、海

江田元経産大臣、菅前首相も意見の聴取を受けた
わけでありまして、特にきょう、福井県の
知事が大飯の再稼働についてその是非を判断する
という大変重要な局面にいらっしゃると思いま
すけれども、いわば福島原発の事故、徹底検証して、かつ
また、理想的には、原子力規制委員会、規制庁、
この議論の方向性がきっちり出た上で、そこで初
めて最終判断をするということが、本来、事故を
経験した日本がとるべき道だ、私はこう思ってい
るわけなんです。

そこで、いわゆるこの国会事故調の問題につ
いて、三点、大臣にお尋ねをしたいと思います。

まず、避難区域の設定。この問題については私
も何度かお尋ねをいたしましたけれども、やはり
大臣の答弁をうのみにしてきた経緯の中で、今
回、国会事故調で新たな断言なり発言がされて、
これは六月末に最終の報告を受けることになつて
いますけれども、まず、去年の三・一一の夜、三
キロ圏内に、こういう発表をしたわけです。翌朝
には、念のための指示という言葉を使つたと思
うんですけれども、十キロ圏内。そしてまた、十二
日の夜には二十キロ圏内。だんだん避難対象地域
を拡大していき、結果的に十五日には、その二
十キロを三十キロ圏内、こう屋内退避区域を設定
してきたわけですね。

あのときは、私も自民党本部に朝から晩まで対
策本部の一人として陣取って見ておりましたけ
れども、本当に、日に日に、あるいは一刻一刻に
拡大するんだつたら最初から三十キロにしてお
けばいいのではないかと、また、SPEEDIをき
ちんと稼働、あるいはそれをキャッチする官邸の
能力があったとすれば、同心円で二十キロ圏内、
三十キロ圏内ということではなく、風の方向性で
放射性物質の拡散ということが、より精度が高く
なったのではないかと、返す返す残念な感じがす
るわけなんです。

そこで、先般、枝野経済産業大臣は、この国会
事故調の答弁で、当時の状況について、最初、ど
ういう経緯で避難区域が三キロに設定されたか記

憶がなく、翌朝に避難区域を十キロに広げた、この発言をしているんですけれども、記憶がないというのは、これはどういうことなんでしょうか。

○枝野国務大臣 そのときその趣旨はその後の更問いでお答えをしているかというふうに思いますが、最初の三キロの拡大については、私自身、直接関与していないというふうに思います。

御承知のとおり、三・一一の地震、津波、そして原発事故ということが起こりました。官房長官の職責としては、その全体についての総合調整の役割でございます。原発事故に対する対応は、本部長が内閣総理大臣で副本部長が経済産業大臣という構造の中で、特に初日の対応については、基本的に、経産大臣、保安院、そして総理がどの程度関与されていたかも、直接のその当時の認識はございませんが、そこで判断されたことについて、記者会見に対応する官房長官という立場から、発表する内容については十分認識、理解をした上で発表いたしましたけれども、その決定されたプロセスには私自身関与しておりません。

○菅原委員 ということは、国会事故調の答弁は虚偽答弁ですか。

記憶にないというんじゃないで、関与していないというのが正解なんですか。そこはどうですか。

○枝野国務大臣 国会の事故調における質疑のところでも記憶がないのか関与していないのかという更問いがございまして、今のような趣旨のことを申し上げました。

ただ、まさにそういうことでございまして、認識がない、記憶がない、恐らく関与していなかったはずであるという趣旨のことは、ちよつと明確でないかもしれませんが、国会事故調でも申し上げております。

○菅原委員 国会の古くからの歴史の中で、古くはロッキード事件を含め今日まで、記憶にありませんとか記憶にないという言葉は、広く一般的国民からすれば、それは、わかっているんだけれどもそういう状況にないという答弁だけをしていると

いうような一般的な認識があると思うんです。したがって、私は、記憶がないという言葉は、仮に大臣がそう率直に思われているとしても、これは不適切な言葉ではないかなと思います。

ここで、お尋ねをします。

三キロに拡大をしたことについては私は関与していないとおっしゃいました。そうすると、原子力災害対策本部のメンバーじゃなかったんですか、官房長官は。

〔稲富委員長代理退席、委員長着席〕

○枝野国務大臣 これは本部会議で決定をしたのではないんじゃないか、本部長決定ではないかと思ひます。

○菅原委員 そうすると、三キロに関してはそうすけれども、これをあなたの言葉で、官房長官の当時の言葉で、翌朝には、念のための指示として十キロにした、そこからまたその夜に二十キロにした、その判断、経緯、プロセスに関しては対策本部のメンバーとしてタッチをしていなかったんですか。

○枝野国務大臣 これも国会事故調のところで申し上げたというふうに思っておりますが、十二日の未明、要するに三時の段階で、ペントをするという東京電力からの申し出に基づいて、それを官房長官が見もいたしまして発表いたしました。

当時、東京電力からの報告では、すぐにでも始まるという報告でございましたが、翌朝未明、五時とかそれぐらいの時間だったと思いますが、まだ行われていないということではどうなっているんだということで、その話を当時の海江田経産大臣が東電や保安院、班目委員長などと話している場に私が呼ばれてまして、原災本部の本部長ということよりも内閣の総合調整という立場で、そのやりとり等についてかわかっておりましたので、私個人としての記憶、認識もあるということでございます。

いずれも、本部会議を開いて会議で決定をしたものはあるかもしれませんが、基本的には、それぞれ緊急な対応が必要でしたので、本部長決定とい

う形でなされていると思います。

○菅原委員 福島原発に関して、当然、私も自民党も原発を進めてきた責任があることは否めなわけでありまして。したがって、今後とも、半永久、私どももその責を担いながら、それを負いながら、今後の日本のエネルギー政策や原発のあり方はどうすべきかということをしつかり考え、行動していかなければいけないと思っています。だからこそ、この事故のときに、二度とこのようなことが起きないように、ネクストシミュレーションのいわばファクターとして、こういうことは、記憶がないなどという言葉で済まされるものではないと私は思っているんですよ。

そして、津波あるいは爆発等で家を追われ、避難をしなければいけない、今なお、福島からの避難者は十五万九千六百三十七名、六月十三日現在いらつしやる、こういう状況のときに、着のみ着のままで何も持たずに逃げなければいけない状況、この状況の中で、当時の官房長官であった枝野大臣は、三キロだ、十キロだ、二十キロだ、そして、それについては、私は本部のメンバーだったけれども、保安院と経産大臣等々の協議の結果を私は伝えただけだというようなこと、私はこれは極めて無責任だと思います。しかも、その方が今、原発を再稼働するかどうか、その責任の一端を担っている閣僚であるとするならば、私は、こういうようなスタンスで臨んでいるとすればとても許しがたい、こう思いますが、大臣どうですか。

○枝野国務大臣 まず、記憶にないというお答えの仕方をしたことについては、私も、子供のころ、ロッキード事件の証人喚問とかテレビで見えていたもので、私の真意とは違う受けとめ方をされたらどうなるかということとは十分認識しておりました。ただ、まさに、国会事故調、当時の認識や事実関係をいかに正確にお伝えするかというのが責任だということに思いました。

きょうは、事前の通告でこの三キロの避難指示についてのお尋ねがあるということがあらかじめ

わかっておりましたので、さまざまな客観的な材料と照らし合わせて、私自身が認識をしていないということを自信を持ってお答えを申し上げますが、あのときは漠然とした事前のお問い合わせ、お尋ねの内容しかございませんでしたので、恐らく直接関与していないと思ひながらも、それが正確でなかったらいけないと思ひましたので、記憶にないという表現を、むしろ、まさに、事実関係を正確に把握していただくことが重要だと思ひましたので、確信を持てるだけのチェックがでない中での答えでしたので、そういう表現でお答えをいたしました。

それから、原子力災害対策本部は、もちろん、重要な事項について、本部が本部会議を開いて、本部員全員が集まって決めるということも一つの軸であると同時に、まさに緊急事態への対応でございますから、緊急事態に対する対応は、今正確にメモがありますが、原子力災害対策本部長指示という形でそれぞれの避難指示が出ておりますけれども、原子力災害対策本部長が、副本部長であり、実態としてのさまざまな実務を担う原子力安全・保安院と、それから安全委員会のサポートを受けて本部長指示を出すという仕組み自体は決して間違っているものではなくて、今後も、あらゆる事態について、全ての本部員が集まらないうと物が進まないということでは、原子力災害などの対応に当たっては、私は逆に責任ある対応はできないのではないかとこのように思っております。

○菅原委員 枝野さん、あなた、ポスト野田の一人とも言ふ人もいなくはないんだから、そのときの官房長官とすれば、昔総理のもとで、まさに女房役で、それが何かメッセンジャーのように、対策本部の一員だったけれども私はその責任はないんだかのごとくのことを、今の原発の再稼働をやるかしないか、日本のエネルギー政策の一翼を担う大臣の立場で、私は今の答弁、がっかりしました。

時間があと五分なので、次の質問に行きます。やはり、これも国会の事故調で話題になったこ

とですけれども、あの事故の翌朝、当時の菅総理が、朝の七時十一分から八時四分まで、ヘリコプターで現場を視察しているんですね。このことについて、現場の考え方、見方を知る上で極めて大きかった、そこで顔と名前も一致することができた、それからこの現場に行つたんだ、こういうふうに菅前総理は答えていますね。

これに關しまして、枝野大臣は、どうですかと国会事故調で聞かれましたら、菅総理が視察に行つたことが客観的に正しくても、中傷的、感情的な政治的批判は避けられないと言つて反対した、こういうような意見を事故調でおっしゃつた。

ところが、三月一日、予算委員会、筆頭の梶山委員が、当時の官房長官として、総理に対して、体を張つても現場視察をとめるべきだったんじゃないか、こういうふうに見えたら、枝野大臣は、現地に行つてコミュニケーションのラインをつくるためにも、国益を守るという観点から、菅総理の視察は間違いないと答弁しています。これは矛盾しているじゃないですか。

しかも、総理が言う、現場へ行つて顔と名前が一致したというんだけれども、首相官邸内にあった原子力事故対策本部には双方のテレビカメラがあるわけですよ。そこに、誰が、どういう人で、名前も全部出ているのに、わざわざそれを、ヘリコプターで現場に行かなくたって、名前は確認できたはずなんです。

この答弁が相矛盾していることについて、同じ枝野大臣が言つたんですよ。どうですか。

○枝野国務大臣 まず、先ほどの答弁についてでございますが、私、自分の責任を逃れるような発言をしたつもりはありません。当時の客観的な事実関係についてお尋ねをいただきましたので、三キロの決定のときに知つていなかった、知つていなかった、これは知つていなかったのに、知つていたというのを申し上げますから、まさに事故の検証が間違えたことになりまして、それについては客観的にお答えを申し上げます。

では、そのことについて、閣僚の一員であり、内閣官房長官だった立場としてどういう責任を感じるかということをお尋ねすれば、それは、実際に可能であつたかどうかは別として、より適切な対応ができなかつたのかどうか、それは結果責任です。それから、そのことについては十分責任を感じております。

特に、被災地の皆さんに対しては、仮に、他にとり得る手段がなかつたとしても、結果的に大変つらい思いをさせているということについての責任は一貫して感じておりますし、そう申し上げてきているところでございますので、勝手に決めつけていただきたくないというふうに思います。

それから、今のお尋ねについても、三月一日の予算委員会における梶山議員からのお尋ねは、事実関係に加えて、総理の判断に対する認識を問われました。ですから、総理を守る観点からは体を張つてもとめるべきであつたと思つていますが、国民益、国益を守る観点から判断は間違つていなかったと思つているという考えをお答えしたものであります。

一方、五月二十七日の国会事故調査委員会においては、進言の内容を問われました。これは翌日の新聞等で、釈明とかいろいろなことを、御批判も御指摘もいただきましたが、できるだけ、あつた場で、釈明とかに当たらないように、お尋ねをされたことにだけ答えるようにということをごさいます。

そのときは、進言の内容について問われましたから、行くことは客観的に正しかったとしても、中傷的、感情的な政治的批判は免れない観点からお勧めできないという趣旨のことを申し上げた、そして、その政治的リスクをわかつた上で対応されるならば、行くことのプラスもあつたので、総理の御判断だと思つたという、まさに進言の内容でありまして、総理の判断に対する認識を問われれば、全く変わつていないものではあります。

なお、当時、残念ながら官邸は東京電力とのテレビ会議はつなげておりませんでした。三・一一の教訓を踏まえてつなぐことになつて、もう完成をしているということ、きょう、あすにでも私自身その確認作業を行おうとしておりまして、その以前から官邸はつなげておくべきだったと思ひますけれども、その当時、残念ながら官邸はテレビ会議システムにはつなげておりませんでした。

○菅原委員 時間が来たからそろそろ終わりますけれども、そのつなげていたかどうかは確認をさせていただきます。

あわせて、三月十二日、事故の翌朝七時十一分から八時四分まで菅総理が現場をヘリコプターで飛んでいる間、いわゆる原発の現場の吉田所長が、ベントをしなきゃいかぬといつて、本当は前の晩の夜中の零時六分にやろうとして準備をしていたのに、結局、朝になつて、総理がいらないものだから、あるいはその準備に追われていたものだから、午前九時を目標にベントを実施するように再指示を出した。結果的に一号機のベントが成功したのは十四時五十分だったんですね。これが今日、いわば事故をおくらせ、悪化させ、より被害が拡大をした要因にもなつています。この点、次の質問できつちりまた詰めていきたいと思ひます。

以上で終わります。

○枝野国務大臣 繰り返しますが、結果的に福島の方々に大変な御苦勞をおかけしていること、政治は結果責任だと私は思ひますので、当時の閣僚の一人として大変申しわけなく思ひしております。

ただ、事実関係は正確にしておきたいというふうにも思つておられますが、私が承知をしている限りでは、ベントがおくれたことは、現地の対応が、残念ながら夜間であつたり、放射線量についての不安があつたり、さまざまなことの中で、一生懸命急いでやろうとしたけれども物理的にできなかったというふうな承知をいたしております。

で、例えば官邸の指示であるとか総理の視察とかが直接的にそのことに影響を与えたということは、事実関係としてないというふうな思ひしております。

○菅原委員 いずれ国会事故調で明らかになるでしょう。

以上です。

○中山委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

きょうは、一般質疑で質問の機会をいただきましたので、感謝申し上げます。

当委員会も、先週は環境委員会との連合審査会を行いましたけれども、委員会単独というのは久々でございます。きょうは特に大臣に対して、電気料金の問題と、また中小企業の問題につきまして議論をさせていただければありがたいと思つております。

まず最初に、電気料金制度の問題で、五月二十三日に経済産業省の電気料金審査専門委員会の会合で、電気料金の制度の問題点、大きく二つのことが明らかにされました。これは関連しているんですけれども、そのうちの二つの問題点としては、全国の十電力会社の五年間平均で、家庭向け電力が販売電力量の四割しかないのに、しかし、家庭向けの電力で利益の七割を占めているということが公表されました。特に強調しておかなければいけないのは、中でも東京電力は、販売電力量が四割しか家庭向けに対してはないのに、利益の約九割、九一％を家庭向けから稼いでいた、そういう構図が明らかになつたわけでありまして。

これは本当に、東京電力を筆頭に、十電力会社の利益の多くを大口の企業ではなくて家庭が負担しているといういびつな利益構造が明らかになつたわけでございますが、まず、これについて経済産業大臣はどのように認識されているのか、伺いたいと思ひます。

○枝野国務大臣 なぜそうなつてくるのかということ、まさに釈明のメモはあるんですけれども、私は、

そうであるにしても、結果的にこういう構造になっているという事は、特に家庭用料金を支払われているユーザーの皆様から納得いただけるものではないというふうに思っています。

実は、従来は、自由化部門が赤字で、それを規制部門で埋めている場合に限ってその内容を公表するという事になっていったものを、本年三月、収支のいかんにかかわらず、それぞれの部分の収支を毎年公表するという制度に改めたところでございます。

もちろん、これは全体としてのシステム、料金システムや電力システムの改革の中でやっていないといけないことではありますが、すぐに今の大きな制度の中でどこまでできるか、これは最大限やりたいと思いますし、制度、仕組みとして、こういったいびつな構造にならないような仕組みをつくっていくかなければならないと思っております。

○佐藤(茂)委員 先ほど説明をちょっと省きましたけれども、この電気料金審査専門委員会というのは、東京電力が今回家庭向けの一〇・二八%の値上げの申請をしたことについて妥当かどうかという検討をされている委員会でございます。ですから、公聴会でも、このことが明らかになったことによつて、こういうデータをもとに反対意見を述べられる方もいらっしゃるというようにお聞きしております。

収益構造がそうになっているということ、もう一つそこで明らかになったのは、東京電力が値上げを申請する前の電気料金というのは、一キロワット時当たりの単価は、家庭向けが平均二十三・三四円だったのに対して、大口向け、すなわち企業向け平均が十五・〇四円である、特に大口の上位十社平均が十一・八円と、家庭向け二十三・三四円の半値以下であるということが明らかになったわけでございます。

大口向けの自由化部門というのは、規制緩和が進んでおりまして、いわゆる新電力もふやしているという政府の政策もありまして、顧客と個別

に価格というのは交渉していきける、そのことによって、新規参入業者との競争を考えたときに、大口向け市場でなるべく電気料金というのは価格を値下げしていこう、こういう価格競争がここには働いているんですね。

これに対して、家庭やコンビニというような小口向けというのは規制部門とされていまして、燃料費や人件費、修繕費などの必要経費に一定の利益を上乗せする総括原価方式で料金が決まる。家庭は結局、逆に、競争もありませんから、地域独占になっておりますから、電力会社を選べずに、価格競争のない、そういう状態に置かれていてという構造に今なっているのは、もう御案内のとおりでございます。

この専門委員会でも明らかにしたのは、平たい言い方をすると、東京電力などは、自由化部門の大口向けでの競争が激しい、この競争に一生懸命打ちかつたために値下げをしていく、この値下げの原資を規制部門の家庭から得ていた、結果的にそういう構造になっていったことを言われても仕方がない、そういうことになっているんですね。

私は、大口向けの方が先に自由化になって、家庭の方が規制部門のままになっている、背景に規制の順序というのがそうになっているからそういういびつな構造にならざるを得ないということとは認識した上で、やはりこのいびつな構造をなくすためには、家庭向け料金の規制も大口向けと同様に全面自由化するという事を早急にやらなければならないだろうし、さらに、今の規制部門の総括原価方式のそういう料金の決め方の見直しというものもやはり改革を図るべきである、これは急がないといけない、そうでない、今の東京電力の〇・二八%などという値上げの背景を知らなければ、電気料金の構造はこうなっているんだという事を知らなければ、東京電力管内の皆さんにこの一〇・二八%の値上げなんというのとはとても理解されない、そういう状況になっているのではないかなと思うんです。

私は、電力会社のいびつな利益構造の改善に向けて、今言いましたような全面自由化であるとか、あるいは総括原価方式の見直しというのは、もう避けて通れない道だ、そのように思うんですが、経済産業省としてはどのような対策を打つとされているのか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○枝野国務大臣 現状の規制部門と自由化部門の構造については、必ずしも御指摘いただいたことだけではない事情もあるのは報告を受けておりまして、その部分には一理はあるんですが、結果としてこれだけ大きな差がありますと、やはりユーザーの皆さんに御理解、御納得いただける構造ではないというふうに私も思います。

それから、まさに、自由化部門できつとした競争が働き、そのことによって原価が下がり、原価が下がると規制部門の方も原価が抑制されるみたいな構造がまだあるならともかくとして、そもそも自由化部門も本当の意味での競争はないというゆがんだ市場であるということが現状だろうというふうに思っています。

いづれにしても、そもそも供給者を選択できないというの、今家庭の皆さんも選択したいという声が非常に高まっておりますし、この総括原価方式でユーザーに御理解いただける原価を査定していくというのはなかなか困難も大きい。さまざまな構造がある中で、基本的に小売を全面自由化する、それから、そうならば当然、総括原価方式は原則廃止をするという方向で、総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会での具体的な検討を進めております。

ただ、気をつけませんと、ただ自由化するだけですと、まさに、大きな企業はいいんですが、個々の御家庭の皆さんが、では電力会社との価格交渉力があるかというところはあります。逆にそういったところに勝手にしわ寄せができる、それに対して経産省が口も出せないという構造になりかねませんので、そこはちゃんと消費者、価格交渉力のない小さなユーザーの利益を守る

の中で、自由化を進めていきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 今大臣指摘されましたように、今エネルギー基本計画等を考えるためにさまざまな委員会が動いているんですけれども、やはり、最終的に大臣のところにもさまざまな報告書案がまとまってくると思うんですが、委員会はいろいろ動いているけれども、最終的に大臣のところ集まったときに、どういう考え方で電力やエネルギーの改革を進めていくのか、その軸がぶれないようにぜひ進めていただきたいと思うわけであります。

もう一つ、枝野大臣は、ちょうどこの五月二十三日の夜に、BSフジの報道番組で、電力業界の競争を進めるために、要するに、かつてNITの独占を崩すために導入された措置である、大手に厳しく新規参入者に緩くする非対称規制を導入して市場改革を進める考えを示された、そういう報道もあるんですね。これは、個人として考えられたのか、今経済産業省として考えられているのかも含めて、経済産業大臣が電力業界の市場改革についてこの先どのようなことを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○枝野国務大臣 先ほど若干申しましたとおり、現状が、自由化部門ですら本当の意味での競争になつていない、なおかつ、全部自由化をしたときに、本当に御家庭などが大きな電力会社と価格の交渉力がないということを考えますと、ただ自由化するといふだけでは、恐らく規制なき独占という状況になりかねない、もちろんそのときは独占禁止法等の関係で公取などが介入していただけるものと思えますけれども、そういう状況にあるというふうに認識をしております。

したがって、この小売の自由化、それから総括原価方式の見直しなどの議論をいただいております総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会においても、非対称規制という言葉は出てきていなかったかというふうに思いますが、そういう客観状況を踏まえて、本当の意味での競

争がすっかり働くような手当てが必要だという御議論はいただいているところであって、その具体的な中身については、まさにその専門家の皆さんにそうした場で御議論をいただいている。そうした意味では、非対称規制という言葉は、経産省としてというよりは私が非常にわかりやすいと思ったので使いましたが、その趣旨については、審議会を含めてその具体的な中身を検討しているという状況でございます。

○佐藤(茂)委員 ぜび、今大臣が言われました、やはり電力業界も、中長期的には本当の意味での競争が働く、そういう市場にしていくな方向に、今、委員会ですでにしているということでございますが、最終的には大臣の判断にどういう結論を導くのかはかかっているわけですから、持つていったいただきたいと思うわけでありませう。

次に、先ほども触れましたが、東京電力の家庭向け電気料金の値上げ申請のことでちよつとお聞きをしたんです。

今この一〇・二八%の申請が妥当なのかどうかということ、経済産業省の電気料金審査専門委員会及び内閣府の消費者委員会と議論されています。六月七日、九日には、先ほど申し上げましたが、公聴会も行われました。

東京電力は当初、七月一日からの値上げということで申請をされていたわけですが、そういうことを望んでいることだと思ふんですが、この審査する専門委員会自体が、もう既に六月二十日と二十八日に会合を開くことを決められました。そういうことから考えると、七月からの値上げというのはいささか難しい状況であると言つても仕方がないと思ふんですね。

ぜびお聞きしておきたいのは、経済産業省は、東京電力の家庭向け料金値上げの今後の日程について、認可時期のタイミングも含め、どのように考えておられるのか、答弁をいただきたいと思ふます。

○枝野国務大臣 この値上げの認可申請につきましては、御指摘の電気料金審査専門委員会におい

て、客観的、専門的な立場から、さらには消費者団体などの御意見も伺つて、十分な検討をお願いしているところでございます。

その進行については安全委員長にお任せをしておりまして、たしか行政手続法では、この手の手続は四カ月以内にやるのが望ましいとかそういった規定があったかと思ひます。当然、法律ですら、それは考慮に入れていただく必要があるんだらうというふうに思ひますが、それ以外については、安全委員長のもと、この委員会に委ねていくところでございます。

既に六月二十日と二十八日に次の会合を開くということが決まっているという報告を受けているところでございますので、電気料金の値上げは電気事業法で実施の十日前に揭示をしなきゃならないわけですから、このことで、もう客観的、物理的に七月一日からの値上げ実施は不可能でありますし、今後のスケジュールについても、安全委員長のもと、十分な審査を、四カ月という行政手続法は片隅に置いていただきたいながら、まさに自主的に御判断をいただくというふうに思つています。

○佐藤(茂)委員 今委員長にお任せしているんだということでございます。これは、大臣が言われるのは、私どもも、本質としては、やはり客観的、専門的に、本当にこの東京電力の申請が妥当なのかどうか、じっくりとやつてもらいたいんですが、他方、もう一つお聞きしておきたいのは、東京電力の料金値上げの認可というのが東京電力の総合特別事業計画にも影響を与えてくるのではないかと、そういう懸念も言われているわけでございます。これが、もう一つは、先の話ですが、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働という問題と同時に、この値上げが認められるかどうかということが東京電力の経営再建の先行き不透明の要素となつていくというふうに言われているんですね。

原子力損害賠償支援機構は、七月二十五日まで東京電力のこの家庭向け電気料金の値上げが認

可されることを前提に一兆円を東京電力に出資して、事実上、公的管理下に置く、そういう予定だと我々は伺つていたんですが、万が一値上げ認可が七月二十五日より後になれば、東京電力再建が出足からつまづいてしまうことになるんじゃないかな、そういう懸念もあるんですね。

政府として、東京電力の値上げの認可について、支援機構の出資、さらには、これは金融機関も一兆七億と聞いておりますが、この追加融資も、値上げ認可と支援機構の出資が条件となつて行われる予定だというふう聞いています。ところが、こういう金融機関の追加出資との関係及び総合事業計画に及ぼす影響について、どのように認識されて値上げの認可を取り扱っていくか、見解を伺いたいと思ひます。

○枝野国務大臣 総合特別事業計画の事実上の主務大臣である損害賠償支援機構担当の内閣府特命担当大臣の立場と、料金認可の経産大臣の立場、両方持つておりますので、ある意味では、これは論理的に使い分けなきゃいけないと思つております。

総合特別事業計画の方でも、例えば一〇・二八%という値上げ幅などが記載されておりますが、これらの数値は今後の経産大臣による料金認可の査定を通じて変更される可能性があるということ、言い値どおり値上げなどがいくわけではないということとは総合特別事業計画においても前提に、総合特別事業計画の方の認可をしているところでございます。

もちろん、さまざまなステークホルダーがある中で、賠償、廃炉、安定供給という損害賠償支援機構法の趣旨をしっかりと貫徹することのためにさまざまなことを考慮に入れなければならぬというの、機構担当大臣として十分踏まえているつもりであります。

同時に、料金の値上げについては、しっかりとした手続で、もちろん、私も東京電力のユーザーの一人としては一円でも値上げしない方がいいと思ひます、ですから、完全な納得をいただけると

は思ひませんが、しかし、余計な費用が乗つていないということをきちつと精査した上でないと値上げはできないということは、やはり貫徹しなきゃならないということで、スケジュールありきではなく、きちつとした査定をしていきたいと思つております。

○佐藤(茂)委員 今大臣が最後に言われましたが、要するに、スケジュールありきではなくて、まずきちつとした査定をすることが大前提だ、そういう方針でかわられる、二つの立場を使い分けられるんだと思ふんですが、そういうことだと承りました。

続いて、中小企業向け信用保証の見直しについてお伺いをしたいと思います。

六月の五日、六日と一般紙に、中小企業全般を対象にしていた信用保証協会が一〇〇%保証する緊急保証制度が二〇一二年途中で廃止される方向になった、そういうふうに報じられました。

これに対して、この委員の皆さんのところにもあつたかと思ふんですが、中小企業庁から六月七日付で、「業況の悪化している中小企業の借入について一〇〇%を保証するセーフティネット保証五号について、全業種指定を終了することを決定したとの事実でございます」、そういう文章で通知が来ているわけでございます。

この文書の意味合いというのは、確認の意味で伺うんですが、廃止される方向になったというのは全くの事実無根であるということなのかどうなのか、経済産業省の見解を伺いたいと思ひます。

○枝野国務大臣 御指摘のセーフティネット保証五号については、三月にあることを決めていま

つまり、二十四年度上半期は、引き続き原則全業種指定の運用を継続する、個別の中小企業の実況にきめ細かく対応するという観点から、現在中分類で行われている業種指定について、二十四年度下半期からは、細分類で行う、細分類による業種指定を円滑に行うことができるよう、十分な周知を図る、この三つのことを三月に決定しており

まして、これ以外の決定をしたり、これ以外の何か具体的な検討が着詰まっているような状況ではありません。

○佐藤(茂)委員 ですから、要するに、三月の決定から変わらなくて、新たな決定はしていないので、このときの報道というのは事実ではない、そういう修正をされてきたんだと思うんですね。

その上で、さらにお聞きをしておきたいのは、この書類を回されたその日に、各省版事業仕分けというものを経済産業省も開始されました。その中で、経済産業省の事業仕分けでは、中小企業向けの融資の一〇〇%保証をつけるこの信用保証制度について、抜本的改善、そう判定したと我々は報道で承っているんですけども、この報道というのは事実なんでしょうか。事実だとすると、何を抜本的に改善するということなのか、この三月の時点とそんなに変わらないということなのかどうかも含めて、お伺いしたいと思います。

○枝野国務大臣 抜本的改善という評価結果で取りまとめられたということは事実であります。

その具体的な中身は、中小企業金融に与える影響を慎重に見きわめつつ、特に、信用補完制度が持続可能かつ中小企業の経営改善に資するものとなるよう改善の措置をとること、その際、以下の点に留意する必要があるとして、これまで信用保証を利用した企業の経営改善の状況の把握など、信用保証が予算に見合った効果が上げられているか、継続的に検証を行うこと、それから、金融機関が融資に際して適切なリスクをとるよう、資金繰りや業況を慎重に見きわめつつ、セーフティネット保証の全業種指定を早期に見直すこと、保証料率や金融機関とのリスクの分担のあり方についても検討を行うこと、低利融資制度は、補完的役割にとどめるべく、諸外国の例も参考にしつつ、不断に制度の点検を行うことというのが取りまとめ内容でございます。

見直しを検討することというのは入っておりますが、廃止の意見はゼロでありましたというのが、そのときの行政事業レビュー公開プロセスの

評価結果でございます。

この評価結果を踏まえて、特にセーフティネット保証五号の今年度下半期の業種指定については、きめ細かく業況を見て今後判断してまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 ぜひ業種指定、絞られるということなんだろうと思うんですが、本当に困っている業種あるいは業界がたちまち行き詰まるということのないように、本当にきめ細かい対応をしていただきたいと思うんですね。

この緊急保証制度の問題と関連するんですけども、もう一つは、中小企業金融円滑化法が明年度三月末に最終延長が終了する、そういうことを踏まえて、政府として対応を四月の段階で考えておられます。やはり同じようなことを中小企業に対してはきめ細かく、例えば緊急保証制度を見直すのであれば、それに対してさらにどういう施策として対応していくのかということはずいぶんやっています。

先ほど申し上げました、貸し付け条件の緩和を目的とした中小企業金融円滑化法が最終延長が終了になるということ、四月二十日に政府として、内閣府、金融庁、中小企業庁、三省庁の連名で、中小企業の経営支援のための政策パッケージというものを発表されたわけでございます。

その柱は三本ございまして、一つは、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、二つ目が、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化、三つ目が、その他経営改善、事業再生支援の環境整備の取り組みを強力に進めることとして、この三本を、関係省庁、関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。さらに、中小企業の事業再生、業種転換等の支援の実効性を高める施策を引き続き検討するということを四月二十日に決められたわけでございます。一つ一つちょっとお聞きをしたいんですが、まず、金融庁にお聞きをしたいんです。

その中で、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮の中で、金融機関に対して、中小

企業に対する具体的な支援の方針や取り組み状況について集中的なヒアリング、ここでは出口戦略ヒアリングというように書かれておりましたけれども、これを実施することとしていらっしゃるんです。それはもう既に実施されていると思うんですが、その実施状況について伺いたいと思います。

○三井政府参考人 お答えいたします。出口戦略ヒアリングの実施状況についての御質問でございます。

金融庁及び財務局におきまして、五月の中頃から六月の末にかけて、各金融機関に対して、中小企業に対する具体的な支援の方針、さらにはその取り組みの状況について集中的なヒアリングを実施してございます。このヒアリングの中にございましては、金融機関が発揮するコンサルティング機能の中でも、とりわけ、特に抜本的な事業再生や業種転換等の支援について、その具体的な取り組み状況等についてお聞きしているところでございます。

また、その事業再生支援に当たりましては、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構並びに事業再生ファンド、こうしたものの活用が大変重要であるというふうに考えてございます。また、東日本大震災の被災地におきましては、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構、これらの機関が大変重要な仕組みとして存在してございまして、このような第三者機関を活用した事業再生の支援の取り組み、こういうものについてしっかりと聞き出すとともに、その活用を促しているというところでございます。

○佐藤(茂)委員 さらに何点か、この政策パッケージの中で、政府の発表によれば、この協議会のことで、金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等によって、再生計画の策定支援をできるだけ迅速かつ簡易に行う方法を確立する、そういうふうにあるんですね。

迅速かつ簡易な方法による事業の再生支援というのは中小企業にとって極めて大事な視点であり

まして、どこまでスムーズなワンストップサービスができるかというのが再生支援の一つの鍵になろうと私も思います。

しかし、今回、通常六カ月かかっていた標準処理期間を、具体的にここで、二カ月に設定というように明記されているんです。この標準処理期間を二カ月に設定した理由というのはどういうことなのか、まず伺っておきたいと思います。

○枝野国務大臣 再生支援協議会は、案件の相談を受けて再生計画策定支援を行うわけでありますが、従来、デューデリジェンスをみずから行うというところで六カ月以上の期間を要していました。これは迅速な対応という観点からはやはり問題があるということの中で、何とか短縮をして、たくさん数も対応していかなくならないということもありました。

そうすると何ができるかということを検討した結果、今、金融機関が貸出先の中小企業に関して有するさまざまな情報を有効に活用していただくと。みずからデューデリをやっておりましたので、この金融機関が持っている情報を有効に活用していくことで短縮ができるのではないだろうかということから、そのために、得た情報の確認、検証は要ります、それから債権者間の調整は必要であります、そうしたことの時間を勘案して、二カ月という目標を策定したところでございます。

○佐藤(茂)委員 もう一つこの協議会のことでお聞きをしておきたいのは、中小企業再生支援協議会ごとに再生計画策定支援の目標件数を設定して、二十四年度は全体で三千件程度を目指すんだ、そういうことまでこの発表のときには書かれているわけがあります。

新聞なんかで報道されていることをお聞きしますと、中小企業金融円滑化法の貸し出し条件の緩和と企業実績というのは全国で大体三十万から四十万社、そういうように推定されると言われております。新しい仕組みによる再生支援が必要な企業というのはそのうち一万社ぐらいと推定している

という報道もあるんですが、この新しい仕組みによって、具体的に政府として、本当のところ何件の再生支援を目標としているのか。

二十四年度は三千件というようなことなんですけれども、具体的にさらに、例えば三十万から四十万社対象になっているというもののの中でどれぐらいはしっかりと再生支援をしていこう、そういう目標として立てられているのか、政府の考え方を伺いしておきたいと思います。

○枝野国務大臣 再生支援協議会を通じた再生計画策定支援が全てではないというふうに思っております。御指摘いただいている政策パッケージの中でも、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮ということをまず掲げております。ここがなかなかうまくいかないというものについてこの支援協議会をうまく活用していくということを考えておまして、やはり、数的には、必要な対応の相当部分は、金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮というところで対応していかなざるを得ないだろうというふうに考えております。

そうしたことの中で、これまでの実績や、それから人員増も考えておりますが、それから期間の短縮等の中で、最大限、三千件程度の支援を目指すという目標を掲げております。

もちろん、経済状況や、今後何年間にわたって継続的に対応していかなきゃならないことでありますので、固定的に今数字を考えているわけではありませんが、今申し上げた役割分担の中で、しっかりと必要の度合いを見詰めつつ、支援協議会の対応が十分可能なように、今後も継続して見てまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 もう一つは、きょう大串内閣府大臣政務官に来ていただいておりますけれども、今まで官民ファンドの企業再生支援機構というのがありましたけれども、これを改組して、再生の受け皿となる投資基金を設立する検討に入ったという報道も、この四月の下旬で各紙が報道されておりました。規模としても具体的に書いていた報

道もあります。二兆から三兆円規模の投資基金を考えて計画するんだ、そういう報道もありました。

片や、民主党さんの党内でもそういうことを考えておられる、そういう報道もあるんですが、政府として、こういう新たな事業再生ファンドというものをきちんと立ち上げられて、仮称、投資基金でもいいと思うんですけども、そういうものを設立する、そういう計画があるのかどうか、これについて大串政務官の方から御答弁をいただきたいと思います。

○大串大臣政務官 今御指摘いただきました報道にありました中小企業の再生の受け皿となる投資資金、これは今お話がありましたように、五月に民主党から政府に対して提言されました成長ファインダンス戦略の中に、日本再生投資基金(仮称)ということと創設が盛り込まれて、これを受けたものだろうというふうに私たちは思っております。

御案内のように、企業再生支援機構の改組ということもそこにありましたけれども、企業再生支援機構、先般、法改正をいただきました。金融円滑化法の最終延長一年に合わせて一年ほど支援決定期限を延ばした、こういう状況にございまして、それに向けての新たな体制もつくってきておりますので、その推移も見きわめていかなければいかぬだろうというふうに思っています。

一方で、円滑化法が来年三月に最終延長の期限が到来するわけでありまして、今し方議論がありましたように、中小企業の経営支援の強化、あるいは事業再生、業種転換等の支援、これを実効的に行っていくということは非常に重要な課題というふうに思っています。党からの提言も踏まえて、今、政府として、成長ファインダンス推進会議という場において検討を進めているところでございまして、どのような形に取りまとめていくか、この検討の中を通じて結果を出していきたいというふうに思っているところでございます。

○佐藤(茂)委員 もう一つは、きょうちよつと質問を早目に終わりますが、最後に伺っておきたい

のは、四月二十日のこの政策パッケージの冒頭にも述べられておりますが、最初にこういう三本柱なんかを発表されて、今後この取り組みを強力に進めることとして、関係省庁、関係機関と連携し、早急にその具体化を図る、さらには、そういう支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討するんだ、そういうことが発表されているわけでございます。

この政策パッケージの実現に向けて、その具体化と実効性を高めるための施策を具体的に今後どのようにな会議体で検討されて、いつまでに取りまとめていくのか、そのタイムスケジュールをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○枝野国務大臣 具体化という意味では、この間も着実に取り組んできているところでございまして、例えば、再生支援協議会における迅速、簡易な支援については、五月二十一日に既に実施基本要領を改定したところでございますし、また、これを周知徹底するために、再生支援協議会を集めて、全国で十五回にわたる説明会や情報交換会を実施してきているところでございます。

また、金融庁においても、各金融機関に対して出口戦略のヒアリングを行っているほか、外部機関の積極的活用等と内容とする監督指針の改定を五月十七日に行っているところでございます。

特に金融庁と経済産業省がそれぞれの施策の中で具体化を進めつつ、適宜三府省で集まって、今事務方は情報交換を緊密に行っているところでございまして、次のステップ、また三府省集まってやらなきゃならないような問題がそれぞれあれば進めていくということ、今具体的に、いつ、どのような場でのということ、今具体的に決めてやっていくわけではないという状況でございまして。

○佐藤(茂)委員 先ほどの理事会で、中小企業に関する法案を次の委員会で作るということで、それに先んじてきょうは質問したような感じですが、デフレが続く中で、業をされている中で一番苦しんでおられるのは中小企業また小規模事業者の皆様

さんだと思いますので、政府としてきめ細かな中小企業施策が今後ともしっかりと推進されていくことを最後にお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○中山委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。

最初に、エネルギー、原子力政策等に関する政府の審議会、検討会の乱立ということについて、大臣にお尋ねしたいと思います。

政府が置いている各種のエネルギー政策、電力政策、原子力政策などの検討会、審議会はたくさんあります。どれぐらいあるか、大臣、御存じでいらつしやいますでしょうか。

○枝野国務大臣 これは数え方と範囲の設定の仕方にもよるんだと思いますが、経済産業省は総合資源エネルギー調査会を持っております。環境省は環境という、CO₂排出などということの関連で、中央環境審議会を持っております。内閣府には原子力委員会がございまして。

そして、これらは、それぞれの府省庁にいずれも法定でこういった会が置かれておりますが、ぱらぱらではないけないということで、エネルギー・環境会議を設置して、この三つの府省においての議論というものをしっかりと、足並みが乱れないというか、混乱のないように整理をしている、これが大きな構造でございまして。

○山内委員 ちよつと長くなりますが、私が把握している範囲で申し上げますと、まず、国家戦略会議、総理大臣が議長で、国家戦略の中でエネルギー政策ということだと思えますが、そこもエネルギー政策などをやっております。それから、エネルギー・環境会議、今大臣がおっしゃったとおりですが、国家戦略担当大臣が議長でやっております。それから、官房長官を議長として、電力需給に関する検討会合というのがあります。それから、また官房長官座長で、電力改革及び東京電力に関する関係会合というのがあります。先ほどおっしゃった中央環境審議会がありま

す。原子力委員会があります。総合資源エネルギー調査会があります。基本問題委員会があります。省エネルギー部会というのがそこにもあります。電力システム改革専門委員会というのがあります。天然ガスシフト基盤整備専門委員会というのがあります。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会があります。東電福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会というのがあります。電力料金制度・運用の見直しに係る有識者会議というのがあります。資源・燃料政策に関する有識者との意見交換会というのがあります。調達価格等算定委員会というのがあります。

私の今読み上げたもの、十六個あります。これだけ乱立していると、乱立とみなすかどうかは認識によりますが、どの委員会を何をやっているのか、よくわかりません。恐らく、大臣もこの全体像というのがなかなか把握できないんじゃないかと思っています。

国会議員から見てもわかりにくいものは、当然、国民から見たらもっとわかりにくいと思います。この全部の議論をフォローしているジャーナリストとかNPOとかは、多分ないんじゃないかと思っています。私の知っている人は、四つの委員会に入っているけれども、その関係がよくわからないと御自分でもおっしゃっています。

逆に言うと、これだけいろいろな審議会や検討会を乱立させると、全体像が、よほど大きな組織の専門家集団じゃないとわからなくなってしまう。うがった見方をすると、いろいろな審議会と検討会を乱立させておいて外部者にわからなくさせようという、事務局というか役所のたくらみなんじゃないかと思ってしまう。

恐らく、電力会社から出向している各検討会とか審議会の事務局の方、あるいは経産省から出向してたり役所でやっている委員会の担当者、そういう人はわかると思うんですけども、外から見たとき、非常にわかりにくいことがあり

しかも、大体こういう検討会、審議会はレポートを出しますけれども、有識者の大学教授とか企業の経営者とか、そういう忙しい人たちは、なかなか自分でパソコンを打って、文書を書き打つということはないと思います。ほとんどの場合、事務局の役所の人あるいは電力会社から来ているような出向の人たちが、パソコンを打ってレポートを書いて、こんなのでどうでしょうかという形で、議論の流れをコントロールしているということが実はではないかと思っています。

国会に何年かいると皆さん大体お気づきだと思いますが、事務局を制する者が議論の流れを制する、事務局を制する者が政策をコントロールするというのが実態だと思っています。

そういう意味では、こんなにたくさんある審議会、いろいろな検討会、もうちょっと整理をして、しかもわかりやすくして、事務局の内容についても工夫をしていくことが必要じゃないかと思いますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○枝野国務大臣　たくさんあってわかりにくいという御指摘は真摯に受けとめなければいけないと思います。例えば国家戦略会議は、あえて言えば国家戦略なので、あらゆる政策マターは国家戦略会議の必ず所掌の範囲というテーマの対象ということですので、ちよっとこれは異質かなと思っています。

それから、電力需給に関する検討会合とか、電力改革及び東京電力に関する関係会合は、特に直近の電力需給であるとか東京電力の総合特別事業計画などの個別対応のための場でございます。先ほど申しましたとおり、エネルギー政策、原子力政策の基本的な大きな方向性については三つの法定されている調査会、審議会が前提になります。その上でエネルギー・環境会議において全部集約をして、混乱とか、事務局が勝手に物事を走ってしまうとか、全体が掌握できないとかいうことにならないようにということで、このエネルギー・環境会議は関係級でやっておりまして、

しつかりと全体をクリップしながら進めているつもりでございます。

その上で、総合資源エネルギー調査会の部会を初めとして、このもとに幾つかの会があるということについてでございます。

やはりこれも、骨太の基本的な考え方はまさに基本問題委員会が御議論をいただいているところでございますが、率直に言えば、国民の皆さんの一番関心がある原発比率を将来どうするんだという骨太の議論をしている間であつても、やれることはどんどん進めていくということでも、例えば先ほどの御質疑の対象になった電力システム改革、自由化とかなんとかというのは、原発をどうするかということにかかわらず進めていくということですし、天然ガスシフトの基盤整備も進めていくということでもあります。

こうしたことについては、それぞれの専門性が高うございしますので、かぶってやっていたく全部構造のわかっていらつしやる委員の方もいらつしやると同時に、それぞれの専門、例えばシステム改革であれば会計といいますが財務といいますがそういった専門家、ガスについてはまさにガスの専門家というような形でやっていたいております。ともすると、全体像の議論をしている場とその実施のための各論を議論している場がちよっと整理されていくとわかっていくという印象をお与えするのかなと思いますが、それぞれ必要性がある中で進めているし、それぞれに有意義な議論を進めていただいていると思っております。

わかりやすさという点では、今私が口頭で答弁したようなことを少し整理して、例えばホームページなどに示すとか、ちよっと検討してみたいというふうに思います。

○山内委員　ぜひ検討していただきたいと思いますが、検討のための検討会とかができないように御留意をいただきたいと思ひます。

ただ、中身を見ていくと、電力料金の見直しの会議と調達価格の会議が別でやっていると、コインの裏表です。ね、調達価格と電力価格。そう

いうものを分けて考えているのは実際合理的かどうかというところもありますし、ぜひ、整理をしていただいた方がいい議論ができるんじゃないか、余りにも分け過ぎると、部分最適ばかり追求して全体として整合性がとれない、そういうケースも出てくるのではないかと思いますので、この数の問題、役割分担の問題、しつかり考えてもらいたいと思います。

それともう一つ、各種の審議会や検討会の事務局に電力会社からの出向者が非常に多いケースがあると報道などでも言われております。やはり電力会社の社員という、もろ直接的に利害関係者がこういう検討会の事務局に入っているというのは望ましくないと思いますが、そういった点、今後どうされるおつもりか、お尋ねします。

○枝野国務大臣　まず、現時点で、資源エネルギー庁に電力会社の出向者はおりません。それから、他の民間企業からは出向者がございしますが、出向元の企業に対する処分権限を有する職務を担当する役職や、補助金を交付する職務を担当する役職にはつけておりません。

いずれも調査等の仕事に携わってきておりますが、これも、今は電力のことが国民の皆さんの御関心でもあり、問題になっておりまして、電力会社からいないのはよかったんですが、いろいろと誤解を招くというようなことがあつてはいけませんので、これはいろいろ出向していただいた経緯とかがありますからすぐというわけにはお答えできませんが、なくすという方向で進めていきたいというふうに思っています。

○山内委員　すぐにはいかないとおっしゃっていますが、なるべく早い方が国民の信頼という意味ではいいんじゃないかと思ひますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、原発の廃炉に伴う立地自治体の振興策ということについてお尋ねをします。

二カ月前に前にも同じ質問をしたんですけども、今後、廃炉する原発が必ず出てくると思ひます。恐らく福島第一、第二あたりは無理で

しよから、確実に福島では廃炉が必要になると
思いますし、四十年を経過した原子炉のところは
だんだん廃炉に向かつていくと思います。

脱原発派であろうとそうではなからうと、どん
な立場で考えても、老朽化した原発は廃炉にしな
きゃいけないわけですから、今後は、そういう廃
炉をした自治体における雇用の減少とか産業の振
興ということが課題になるのではないかと思います。

石炭から石油へシフトするときは、産炭地とい
ろいろな法律ができました。産炭地域振興臨時措
置法とか石炭鉱業合理化臨時措置法といったよう
ないろいろな法律ができて、なるべくショックを
少なくしようという政策がとられました。

これからは、原子力発電に頼らない、原発を廃
炉にする自治体に関しては、そういう石炭のとき
と同じような措置をとっていく必要があると思っ
てですけども、それは、ある程度長い時間をか
けてきちんと検討した上でやっていかなくては
いけないことだと思います。補正予算でちやち
やとやって済むという問題ではないと思います。恐
らく、二十年、三十年、四十年かけて、原発を廃
炉にした地域の産業政策とか雇用対策をやってい
かなきゃいけないと思うんですけども、そうい
う検討というのを経産省として何かおやりになっ
ているでしょうか。

○枝野国務大臣 具体的には、八月をめどに決め
たいと思っている中長期的なエネルギー政策の決
定を待つて具体的な検討に入っていくのかなと思
っておりますが、いずれにしろ、今あるものは
いずれは廃炉になるということでございますし、
原発依存からの脱却という大きな方向から考え
ると、その後のことというのを責任を持ってやっ
ていかなきゃならない。

しかも、恐らく、これは石炭の場合以上に国が
ちゃんと責任を持たなきゃいけないんだらうと
思っています。石炭の場合はもともと、そこに客
観的に石炭があったのでそこで炭鉱業が盛んにな
って、それが、いろいろな経済的、社会的事情

で掘らなくなることの中で、その後をどうするの
かという問題でしたが、原発の場合は、あえて言
えば、国が国策として当該地域に原発の立地をお
願いし、そして受けてきていただき、それが地域
の経済の一つの柱になってきた。もし、それがそ
うでなくなるのであれば、最初の経緯から考えて
もそうですし、また、特に原発依存からの脱却と
いう、その政策転換といえますが、そのことに
よって従前期待していたよりも早く廃炉になると
かというようないし事情が出れば、さらにであり
ますけれども、石炭の場合以上に、国が責任を
持つて原子力発電所にかわる地域の雇用や振興を
考えなければならぬというふうに思っています。

最初に申しましたように、まだ具体的な検討を
する段階ではないというふうに思っておりますが
が、これは直接的に今申し上げた問題とはつな
がる話ではありませんが、現に福島第一原発につ
いては大きな事故を起こして、したがって、これ
を使うことはもう考えられない状況になっている
中で、当該地域の復興に当たっては、もちろん、
原子力災害に対する国の社会的責任という観点か
らもう行わなければならないが、結果的に、原発とい
う産業にかわる地域の産業をどうするのかという
こととニアリーイコールになる側面があるわけ
です。

例えば、まさにエネルギーで日本を支えてきて
いただいたという経緯なども踏まえ、たまたま立
地的にも恵まれているということで、洋上風力に
ついて福島沖で進めていくという実証を始めてい
るなど、さまざま、本格的な検討が必要になった
場合に向けた、参考になるようなアプローチとい
うものは始めているというつもりであります。

○山内委員 今大臣から、石炭以上に原発に関し
ては国の責任が重いということをおっしゃいまし
たが、私もその点は同感ですし、非常に重要な視
点だと思えます。ぜひ、検討だけでも早く始めて
いただきたいと思います。

次に、時間が足りなくなってきたので幾つかは

しよまして、主に、照明と空調の省エネ化とい
うことについて質問したいと思えます。

私、実はエコカー補助金とエコカー減税につ
いて質問する用意をしていたんですけども、
ちよつと時間がないので、それを飛ばします。

公益社団法人の日本経済研究センターという
ところの研究によると、エコカー制度のCO₂削減
コストは、余り費用対効果が高くないと言われて
おります。一トン当たりのCO₂削減にかかるエ
コカー制度のコストは五万六千円。それに対し
て、もし、オフィスの空調とかオフィスの電気、
照明の効率化によって達成できる一トン当たりの
CO₂削減コストは、ゼロ円から数千円程度で済
む。エコカー補助金、エコカー減税だと、五万六
千円かけてやると一トンCO₂が削減できるの
に、照明なんかの効率化の場合は、むしろゼロ
円。あるいは、場合によっては効率化によって電
気代が浮きますから、むしろコストがマイナスと
いうか利益が出ることもあるということを言われ
ております。

したがって、今後、もし本気でCO₂を減らそ
うと思うんだしたら、エコカー減税、エコカー補
助金よりも、むしろ照明とか空調とか、オフィス
とか家庭の電気の使用の効率化、省エネに力を入
れていくべきではないかと思っております。

そういう意味では、今後有望だと言われている
のは、LEDはよく知られておりますが、もう
一つ、CCFLという従来のものと違うタイプの
蛍光灯があるそうなんですけれども、こういう照
明に係る省エネ政策というのにより力を入れて
いくべきではないかと思っております。

きのう、公明党の加藤先生に教えてもらったん
ですけれども、LED照明とか、こういうCCFL
という新しいタイプの蛍光灯を日本全国に普及
させていくと、原発十数基分の電力が削減でき
るということをおっしゃっていただきました。

そういう意味では、今後、エコカー減税、エ
コカー補助金みたいな余りCO₂削減効果が高く
ない政策にかけていたお金を、照明とか空調と

か、そういったところの節電、省エネ対策にもう
ちよつとシフトしていく方がいんじゃないかと
思うんですけども、今の経産省のお考えをお聞
きしたいと思えます。

○枝野国務大臣 実は、エコカー補助金、大きな
金額でやっている方は、もちろん省エネの効果も
期待しておりますが、メーンは、むしろ緊急的
な経済対策という側面が主たるものでございま
して、そういった意味では、必ずしもあそこまで大
きな金額をかけて、省エネをメーンということでは
ない政策であるということには御理解をいただい
ればというふうに思います。

その上で、御指摘のとおり、照明とか空調とい
う世界は、例えば、導入コストは御家庭とか企業
とかにとつてかかりますが、それぞれのユーザ
の観点から見ても、何年かければ電気料金その
他で回収もできるということもありますし、その
ことによる節電効果やCO₂排出削減効果という
のは大変大きなものがございます。

それに加えて、実はもう一つ、保温かなと私は
思っています。要するに、家を魔法瓶にして、一
度温度を下げれば暑くならないし、一度温度を温
めれば寒くならないという保温というところが大
きいというふうに思っております。

経済産業省としても、研究開発や設備投資支
援、性能評価の国際標準化などの産業政策を通じ
て後押しをしてきているところでございまして、
さらには、これは家のつくり方などともかわつ
てくる部分も若干ありますので、国土交通省とも
しつかり連携をし、もちろん環境省は当然です
が、照明やあるいは空調の部分の省エネ化を加速
させてまいりたいと思っております。

○山内委員 エコカー補助金、エコカー減税は最
初から経済対策だということは、一般に広く知ら
れていくことでございますけれども、もうちよつと、せ
つかく、少なくともエコと銘打っている以上は、環
境面の配慮というのを考えていただきたいと思
いますし、私はやはり、これから、特定の産業だけ
が潤う補助金政策というのは、本来国としてやっ

ていいのかなと。

特定の産業だけが潤う政策よりも、むしろ環境とか安全とか、そういう何らかの社会的な便益がある産業を助けるということの方が、よほど私は、国全体で考えたら有意義だと思いますので、延べでいうと、エコカー補助金、エコカー減税、九千何百億円、一兆円近くなっておりますが、もうそろそろそういう政策はやめて、環境重視の、環境産業とかそっちを育てる方に補助金なり減税なりをやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○中山委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

ちょうど十分ぐらい前に、下の部屋で、環境委員会、規制庁関連法案の採決に入っていると思うんですが、新しい規制組織をどうするかという問題も、これからの日本のエネルギー政策をどうするかとか、原発をどうするかとかいって、昨を考えるとやはり今改めて大事なことは、昨年三月十一日に発生した福島第一原発事故について、政府でも、国会でも、民間でも、事故調から中間報告や取りまとめが発表されておりますが、この事故原因の究明と責任、そこから生かすべき教訓というものがやはり中心になってくる必要があるなと思うんです。

その中で、東京電力の責任というものと、三・一一以降の東電と官邸の関係など、少しずつわかってきています部分がありますが、どっちかというと三・一一以降なんですね。

私は、三・一一以前に、例えば二〇〇四年十二月のインドネシア・スマトラ沖の巨大地震、津波以降、たびたび、日本の老朽化した原発をこのような規模の地震、津波が襲ったときに、どういう事態が想定され、それに対してあらかじめどういう対処をしておくべきかということ提起してきました。

しかし、現実には、香川県多度津町にあった世界一の規模の大型振動台、三百十億円の予算をか

けてつくったものを二億七千七百万円でたき売ってしまうとか、何ともおかしいことをやってきたわけですから。そして、実際に、ですからストレステストをやるうえにも、その実証実験をやる振動台がないわけですよ、今。

それから、押し波のときにどうなるかというところで、押し波の想定値についても、過去の事例を随分挙げて、そのときには水をかぶってしまうとか、地震によって崩壊すれば送電鉄塔が倒れて外部電源喪失になる。津波をかぶれば内部電源喪失と、これはフォールスマルク原発で既に内部電源喪失の例があるわけですが、そういう事態を挙げたり、引き波のときには逆に冷却水そのものがとれなくなってしまうという問題などを取り上げてきたんですが、いずれも無視されてきました。その結果、こういう事故を起こしてしまったと思うんです。

そこで、枝野大臣、最初に、一体、東京電力と政府のこの不作為の責任というものについてどのように考えていらっしゃるのか、伺っておきたいと思ひます。

○枝野国務大臣 まず、結果的にこうした事故を防げなかったということについては、もちろん東京電力はもとよりでございますが、政府としても大きな責任を感じなければならないというふうに思っております。

特に、吉井先生には、三・一一以前から、原発の安全性について、国会においてさまざまな御指摘をいただいていたまいりました。その全てを私も認識しているわけではございませんが、その中には、本来、国会における先生の御指摘を受けてその時点で対応しておくべきであった、つまり、結果論としてあれが正しかったのではなくて、その時点でしっかりと取り入れるべきであったことが少なからずあるというふうに認識をいたしております。

政府や国会に事故調査会もございません。なかなか政府の事故調査会が、国会での功績と言うべきなのか、取り上げなかった問題と言うべきなのか

を取り上げにくいところもありますので、ぜひ国会の事故調査などにおいて、吉井先生を初めとして、いかに国会において従来から安全性について、後づけではなく、その時点でしっかりと受けとめるべきであった指摘がなされていたか、それがどうして十分に反映されなかった、取り入れられなかったのかということの具体的な検証もいただければありがたいというふうに思っております。

○吉井委員 国会事故調もそうですけれども、政府事故調もつくっているわけですね。

私は、三・一一以降の話というのは結構出ていると思うんですが、三・一一以前の問題について、やはり東電と政府の責任を説明すべきじゃないかと思うんです。

私は、個人の固有名詞をつけた表現は余り好きじゃないんですが、三・一一以降については、世上、よく菅直人リスクとか呼ばれておりますが、三・一一以前は、これは言ってみれば歴代政権リスクだと思ひます。そういうふうには呼ばれても仕方がない問題だと思ひますが、今それが未解明のまま来ているんです。

枝野大臣には、三・一一以前の福島事故につながつた不作為が、要するに、巨大地震や津波が来たときに、政府や東電は三・一一以前に何をしていたのか、何をしておなかったのか、やはりこういう不作為の問題についてはきちんと説明をするべきだと思ひます。具体的に何か、こういうふうな指示して説明をしていきたいというお考えがあるのか、伺っておきたいと思ひます。

〔委員長退席、稲富委員長代理着席〕

○枝野国務大臣 御指摘の視点は大変重要だと思っております。

まず、政府事故調については、政府が設置した事故調でございますが、まさに政府からの独立性ということが何よりも重要だということで、設置をした時点は官房長官でございますが、その当時も含めて、内閣の側からは、何か具体的な指示とかいうことは、もちろん当初の目的とか趣旨と

か、決定して設置をした趣旨等についてはお伝えをいたしていますが、具体的にあれをやってほしいとかこれをやってほしいということを言うべき立場ではないというふうに思っております。ぜひ政府の事故調においても、こうした国会での御指摘も踏まえた対応をしていただけるものと期待をしております。

また、国会の事故調についても、これは政府の立場ですので、どういったことをどう検討されるのかということとは、やはり私の立場から何か申し上げるべきではないと思ひます。むしろ、今の政府が設置をした場が今の政府より前の政府の対応について何か申し上げるということよりも、より中立的に、国会の立場からこそ、三・一一以前の歴代政府の対応についての検証は進めていただければありがたいというふうに思っております。

○吉井委員 私がなぜこういうことを言うかという、東京電力なんかを見ておりましたが、事故から一年もたつと、要するに、想定外の津波だ、天災だと言わんばかりで、自分の賠償責任をどうして逃れるかというふうなところへスタンスがだんだん移っていておりますから、私は、改めて、この問題は、やはり不作為の責任というものはきちんとしておくということが大事だと思ひます。

それは、政府としても、保安院その他のところで、これはマスコミ等でも伝えられておりますように、出てきた進言なり意見なりを踏みにじったという話が本当かどうかということを含めて、もしそういうことがあれば、やはり不作為の責任を問われるわけですよ。やはりそれはきっちりやっていただきたいと思います。

政府は、新成長戦略で、原発輸出というのを一つの目玉にしておりますが、しかし、福島原発事故で、原発推進がよいのかどうかという根本問題が今問われていると思ひます。

もし売り込んだ先で原発事故が起きると、偏西風に乗ったり黒潮に乗って、汚染は日本国民の生活に及んできます。実は韓国でも、今、古里原発

の老朽化問題と事故隠し問題とか、周辺住民の大規模な強制立ち退きを迫る問題で、原発批判の世論が高まっております。

こういう事態を受けても、枝野大臣としては、それでも野田内閣として原発輸出という方針をとり続けていくのかどうか、伺っております。

○枝野国務大臣 まず一言だけ、先ほどの検証の指摘について、保安院だけではなくて、経済産業省全体としても、さまざまな不作為の責任についての検証をしっかりとしていただくために、情報提供その他については最大限協力してきたつもりでありますし、今後もしてまいりたい、それは責任だというふうに思っております。

その上で、御指摘の件なのでございますが、三・一一以前のうちに、国策として政府を挙げて原発システム輸出を強力に推進していく、この方針はとっております。その上で、原子力発電所をどう利用するのかしないのかということとは、それぞれの国において、まさに主権の行使としてそれぞれに検討をされていて、それぞれ御判断をされている中にあるかというふうに思っております。

そうしたことの中で、この三・一一の事故があったにもかかわらず、我が国の企業などが持っている原子力発電に関するさまざまな技術について、相手国が主権に基づいてその安全性を含めて評価し、必要だということに対して、それをとめるということはなかなか難しいのではないだろうか。

ただ、まさに我が国自身がこの三・一一で国民の多くの皆さんに御苦労をおかけしているという状況の中では、そうした対応をするに当たっても、核セキュリティ、核不拡散、平和利用等はもちろんでございますが、安全についても最大限のものでなければ提供してはいけないということについては、これは民間企業の行動であっても政府として責任を持ってやっていきたいと思っております。

○吉井委員 これは民間企業の責任だと言いが

ら、要するに政府としては原発輸出を戦略的に今進めているわけですが、仮に日本の売り込んだ原発が相手国で事故をやったとした場合、なるほど購入したりするのは相手国の責任なんです。その事故によって、例えば偏西風に乗って黄砂等が飛んでくるときに、黄砂にセシウム、ストロンチウム等がついてやってくる、車のボンネットの上はセシウムだらけという事態になるわけですね。これは非常に深刻な問題だということをお考えなきやいけません。

地震も津波も想定内であったのに、それに対する安全対策を考えなかったことがあの事故の最大の原因の一つだと私は思っておりますが、国際原子力開発株式会社と東電や関電などが出資していることは間違いありません。これは参考人の方に伺っております。

【稲富委員長代理退席、委員長着席】
○糟谷政府参考人 国際原子力開発株式会社でございますが、資本金が二億円でございます。これについては、電力九社、それから東芝、日立、三菱重工、それから産業革新機構の十三社が出資をしております。

○吉井委員 社長は誰ですか。

○糟谷政府参考人 武黒一郎氏でございます。

この方は、東京電力の副社長をやられた後、東京電力のフェローをことしの三月末までやられた方でございます。

○吉井委員 東京電力で原子力・立地本部長であった人ですね。これも確認しておきます。

○糟谷政府参考人 平成十九年の六月に取締役副社長原子力・立地本部長に就任され、二十二年の六月まで務められたと承知しております。

○吉井委員 それで、東京電力第一原発は、事前に、地震で外部電源喪失になると津波で内部電源喪失や機器冷却系ポンプが破壊されるなどを想定外の出来事ということにしているんですが、政府事故調の畑村委員会、あの中間報告などを読んでおきますと、武黒氏は、原子力・立地本部長として、二〇〇八年に、津波被害が、福島第一原

発の敷地南側で十五・七メートルの波高の想定値を聞いていたんですね。しかし、津波対策をとらなかったんじゃないですか。

○深野政府参考人 昨年の事故以前にいろいろな形で東京電力が津波についての検討をしていた、その一部については保安院にも報告をしていたというの、政府事故調にも書かれていることとございまして、そのように認識をしております。

○吉井委員 要するに、今では、二〇〇六年にも東電内部でもそういう津波想定を進言その他があった話も出ておりますが、二〇〇八年の段階で、十五・七メートルの波高があつた敷地の南側の方ではあるということ想定していたわけですね。その意見を聞いても、要するにコスト問題で、金もうけの論理で、安全より金と、対策をとらなかったんですよ。それが原子力・立地本部長であった武黒さんの判断であつたわけですが、武黒フェローというのは、昨年の三・一一事故の後、東電の原発専門家としてずっと官邸に詰めていて、政府と官邸の連絡調整、事故対応をしながら原発事故の収束に結局失敗したという人ですから、私は、そういう原発輸出会社というのはいやめるべきだということを申し上げておきたいと思ひます。

引き続き、水素の問題に移りたいんですが、福島原発で水素爆発を経験しましたが、実は、発電所における水素爆発や火災というのは何度も経験済みです。

例えば、関電海南火力発電所では、一九七二年六月五日に、タービンと発電機のカップリングの部分などで、二・六トンのカップリングが、水素冷却しているんですが、水素ガス爆発で百メートル吹き飛んだんですね。二・六トンですよ。タービン側の八トンの折損部が八メートル飛んだりと、タービンの最終翼は三百八十メートル吹き飛んでいるんですね。

この水素爆発火災以降、発電所における水素対策には注目が寄せられてきました。原発でも、二〇〇一年十一月七日に浜岡原発では余熱除去系配

管で水素爆発を起こしましたし、二〇〇四年の二月二十一日に浜岡原発二号機では、タービン建屋の屋上のところで水素排出操作中に水素による火災事故を起こしているんですね。

原子力安全・保安院の電力安全課より、電気設備について水素放出に対して指示が出されております。まず、水素検知器を設置するのが当たり前のことだと思ひますが、いただいたデータを見ると、PWR、加圧水型原発で見れば、高浜原発の三、四号機と大飯原発の一、二号機だけで、大飯原発の三、四号機にも泊にも伊方にも川内にも玄海にも、そして日本原電敦賀二号にも、全原発の格納容器内に水素検知器すら設置されていないというのが実情だと思ひますが、伺っております。

○深野政府参考人 お答えをいたします。

先ほど、先生の方から最初に御指摘のございました件につきましては、これは火力発電所の発電機の中の水素の問題であつたかと思ひます。

原子力発電所で水素が問題になりますのは、発電機とは別に、また、炉の中の水が放射線で分解をして水素が発生する、そういうことがございまして、水素の状況についてはいつも注意をする必要があるということでございます。

特に、今回のような事故時を想定いたしますと、そのときに、事故時に採取しておくべき必要なパラメーターというのが原子力安全委員会の安全審査指針で定められておりまして、その中に水素というの必要なパラメーターとされているところがございます。そういうことで、各原子力発電所においては、事故時に水素の検出ができるような対応をしているわけでございます。

御指摘になりました加圧水型のものにつきましては、水素の検出器そのものが発電所に設置されているのは高浜の三、四号機と大飯一、二号機でございますけれども、それ以外の号機につきましても、事故時に格納容器からのサンプリングができるような系統は整備をされておまして、サンプリングした上で水素について分析をする、そう

いう形になっているものでございます。

○吉井委員 通常の火力発電所であれ原発であれ、水素というのは非常に危険なものだ。それは何度でも、原発であれ火力発電であれ、海南火力の場合は、タービンのカップリングの部分を中心とする軸受けの端のカバー部分などを含めて水素冷却をやっていますから、その水素によって爆発火災となったんですが、原発はまた別な事情で水素爆発となりました。

だからこそ、水素については、特に水素というのは漏れやすいんですよ、直径が小さいものですから。ですから、必ず水素検知器をつけなさいという指示をして、やってきたのに、実際には、大飯三号や四号、泊、伊方、川内、玄海、敦賀二号には水素検知器すら設置されていませんね。このことの確認だけをしているんです。

○深野政府参考人 水素検出器ということではございませけれども、水素も含む格納容器のガスをサンプリングするラインは設置をしているというふうに理解をしております。

○吉井委員 要するに、水素検知器をつけていないんですよ。つけていないのに、無理無理に、何かあたかも水素対策はやられているかのように言ったら、これは間違っていますから。

二度と福島原発のような水素爆発事故を起こさせないと言いつつながら、大飯原発三、四号機には水素検知器すらついていない、静的触媒式水素再結合装置もまだついていない。格納容器内に水素爆発対策はまだ全くなされていない、これは現実じゃないですか。

○深野政府参考人 加圧水型原子炉につきまして、静的触媒式水素再結合装置はまだ現在取りつけておりませんが、これにつきましては、平成二十六年までには設置をする予定で進めているところでございます。

○吉井委員 十分か不十分かは別にして、政府の言っている前提というのは全電源喪失対策までの話なんです。暫定基準と称するもので再稼働をやっているということ、実際に福島のもの

うな事態になったときに、水素が漏れても水素対策もないんだし、検知もできない、していない、したがって、当然、水素対策を考えていないから静的触媒式再結合の装置も何もついていない、これで安全だ安全だと言って再稼働に走っていること、これはもう論外だということを申し上げておきたいと思うんです。

次に、東京電力があの事故をやったいわば真犯人、一番の責任者なんですが、ところが、ここが電気料金値上げも申請してきているわけですね。廃炉費用は特別損失で原価算入しないという一方で、安定化費用は経常費用だとして総括原価に算入するとしています。これは納得できないという声。それから、事故を起こしていなければこのような費用はかからないのに、事故を起こして被害者を出しながら、その事故処理費用がなぜ消費者の負担となるのかと、非常に厳しい消費者の声が出ています。

そこで伺っておきますが、東電からの申請料金の原価に、一つは、一F一号から四号機の安定化費用は幾らなのか。賠償対応費用は幾らなのか。賠償費用は別にしても、事務経費その他、賠償対応費用はかかっているわけですね。代替電力による追加燃料費は幾らなのか。要するに、幾ら総括原価の中に算入されているのか、加えられているのかというのを伺っておきたいと思っています。

○糺谷政府参考人 まず、福島第一原発一号機から四号機までの安定化費用でございます。平成二十四年度から二十六年度の三カ年の平均で、四百八十七億円が含まれております。これは具体的に、放射線の管理業務の委託費とか滞留水の処理装置の運転委託費、点検・保守費用、防護服の費用等でございます。

それから、賠償対応費用でございます。賠償金そのものは、原価とは別、原価の外でございますが、損害賠償に係る請求書の受け付けとか、コールセンターの運営のための委託費、通信業務費等といった賠償対応費用としまして、やはり同様の三カ年平均で、二百七十八億円が料金原価に含ま

れて申請をされております。それから、原子力発電所が停止したことに伴う追加の燃料費でございますが、同じく三カ年平均で、火力発電の燃料費が四千八百七十一億円増加しており、これが含まれております。

○吉井委員 今お聞きしたのを概算するだけで、要するに、事故処理関連で約千七百億円ぐらいになるんじゃないですか。

○糺谷政府参考人 まず安定化費用が、先ほど申し上げましたように四百八十七億円、それから賠償対応の経費が二百七十八億円でございます。これを二つ合わせますと七百億円余りです。これ以外に人件費がありますが、それぞれ、安定化の維持のための人件費が八十三億円、それから賠償対応の人件費が三カ年平均で百九億円。一千億を超えるような数字ではないというふうに承知をしております。

○吉井委員 そうじゃなくて、私、千七百億円ぐらいかと思ったら、足し算したら、二千五百億円ぐらいにはなるんですね。

要するに、安定化費用が四百八十七億、賠償対応費用が、特別損失なんだが、しかし、請求書受け付け、支払い等の運営費は八百三十六億円計上されているんですね。原子力損害賠償支援機構の一般負担金が五百六十七億円あり、前回料金改定と今回申請の差額に該当するものが六百五十億円。これらを全部足したら、大体二千五百億円を超えるぐらいじゃないですか。

○糺谷政府参考人 安定化費用、それから賠償対応費用はおっしゃるとおりであります。一般負担金は、これはほかの電力も含めて、原子力発電の事故に備えて、相互扶助の仕組みのもので支払うというものでございまして、それを含められると確かに一千億を超える数字になりますが、あくまで安定化費用それから賠償対応費用ということでありまして、先ほど申し上げたようなとおりであるかと思えます。

○吉井委員 もともと、事故がなければ、一般負担金も要らないんですよ。東京電力が事故をやっ

たから、全部足したら二千五百億円ぐらい。これを総括原価に入れて、料金値上げだといって請求してきているでしょう。これはちゃんと見なきゃだめですよ。

それから、電気事業連合会に出している人件費はさすがにカットしようですが、政府など官公庁や関係団体に出向している者、まだ二百七十人おられます。これは内訳ももらっていますが、その給与の負担額は総額どれぐらいなんですか。

○糺谷政府参考人 官公庁に出向している人数でございます。ことしの三段階で七名ございまして、一人当たりの人件費の平均が、残業手当などを入れますと六百九十二万というところでございまして、これを七倍しますと四千八百四十四万円ということでございます。

○吉井委員 私が言ったら何か官公庁だけに限って言っているようですが、東京電力の方の資料、あなたの方からもらったものによれば、社会福祉団体・協議会、電力・エネルギー関係団体、大学・学術・研究機関、人材派遣会社、政府・官公庁・自治体、国内外民間企業で、合計三百十一人中、電気事業連合会の四十一人を引いたって、これは二百七十人ぐらいいるわけでしょう。約二十億の人件費を東京電力が抱えて出しておいて、あれだけ事故をやつて、あれだけ国民に負担を押しつけてながらまだ値上げで、こんなものまで値上げに入れて出してくるという、その発想がおかしいと思うんですよ。

勝俣さんだけじゃなしに、相沢副社長は火力原子力発電技術協会会長に天下りすることが予定されていると言われているし、高津常務は東光電気という東電の系列会社の社長に、小森常務は常務執行役員、宮本常務は日本フイルド・エンジニアリング社長に、佐野常務は火力原子力発電技術協会専務理事、清水前社長は東電に燃料を入れていた富士石油の社外取締役、武井副社長はアラビヤ石油の社外監査役、荒井常務は富士石油の常勤監査役などに予定されるなど、要するに、勝俣さんを初めとして本当に責任を負わなきゃいけない

人が本当に責任を負わないで、多くの人がまだ全面賠償も十分受けられないままに苦しんでいる中で、なお値上げをしよう、値上げをしなかったら税金で面倒を見てもらう、余りにも発想がひど過ぎる。

私は、こういうことについて、やはり原点である、そもそも事故の調査からやり直しといいますが、私が冒頭に申し上げましたように、三・一一以降だけじゃなしに、三・一一以前の政府や東京電力の不作為の責任というものについてきちんとした調査をやらないと、とてもじゃないがこの電気料金値上げの申請などというものは消費者としては認められない、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○中山委員長 次に、中後淳君。

○中後委員 新党きづなの中後淳です。

早速質問させていただきます。

三月十四日に、この経済産業委員会で私が質問をした項目、観光業への風評被害に対する賠償の対応ということで、東電の賠償について質問したわけですが、それから三月月ほどが経過しました。おかげさまでもちまして、その当時心配されていたことについては、いろいろと協議がなされる中で改善をされているようですので、その点についてはまず感謝を申し上げたいと思います。

ただ、それについても、まだまだ、エリアの問題であるとか、補償期間の問題であるとか、補償率の問題であるとかというところでなかなか協議が成立しない中で、地元の観光業に携わっている皆さん方は大変苦しい思いをしておりますので、ぜひとももう一段の御尽力をいただきますようにまずお願いをして、答弁を聞きたいと思えます。

○枝野国務大臣 御指摘の点については、委員にも大変な御協力をいただきました、ありがとうございます。引き続き、被災者、被害者の立場に立った賠償が進められるように、経済産業省としても最大限の努力をしてまいりたいと思います。

東京電力と千葉県、旅館、ホテル業者の皆さん

との協議については、資源エネルギー庁も参加をさせていたいただいておりまして、間違っても東電側に立っているかのような誤解を受けないように十分注意をさせた上で、問題があれば私のところにも報告させるようにしたいと思います。

○中後委員 私はやはり地元の千葉のことを中心に見てしまっていますが、恐らくこれは全国共通の流れであると思いますし、業界についても、これは観光業だけではなくて、農林水産分野ですとかいろいろなところで同じような問題があるんだと思います。

話を聞くと、やはり東京電力側が、小出しに小出しに、ここまでこまめというように条件闘争的な側面が非常に強い中で、被害を受けている方々の方も大分疲れてきているような状況だといふふうに向っておりますので、なぜ補償期間が異なってくるのかとか、なぜ補償率が変わってくるのかという合理的な理由もないままに、補償の額を減らそう減らそうというような思惑が見えるような東京電力の体制については、ぜひ厳しく指導していただきたいなと思っております。

次に、大飯原発の再稼働の判断のことについて質問したいと思えます。

これも、四月十三日のこの経済産業委員会で、再稼働について大臣はどういう考えなのかという点について質問しました。そのときの答弁なんですけれども、再稼働ありきという報道は大変残念である、一生懸命再稼働しない理由を見つけて努力をやっているところであって、再稼働しない理由はないかということについて一生懸命探しているという枝野大臣からの答弁をいただきました。

しかし、私は昼一時からの質問だったと思うんですが、その日の夕刻にはもう再稼働の方針を四閣僚会議で決定して、その翌日、地元の福井県の西川知事のところに再稼働の協力を要請に行っているというような流れを見る中で、私に対する答弁というのは一体何だったんだろなという感じがします。ほんの数時間で、一生懸命再稼働しな

い理由を見つける努力をやっているんだと言いがら、三時間、四時間後には再稼働の方向にかじを切っている。答弁を聞いた私の率直な気持ちとしては、もつと誠実な答弁ができないのかなという気がしました。

そのときの流れでは、もうある程度既定路線として決まっているのであれば、一生懸命再稼働しない理由を見つけているんだけど、今こういう状況にあるというようなことは言っていただけないものかな。ほんの数時間、まだ一晩をまたぐ前にそういう方針にかじを切るということ、私が一回生ぐらいの身分で言うのも大変失礼なんですけれども、大臣の言葉を信用できないというのは大変な事態だと私は思っております。逆の立場だったら信用に足る答弁だったと言えるのかなと。

まず、このときの一連のことについて大臣に伺いたいと思えます。

○枝野国務大臣 確かに、こうしてその部分だけ切り取って読みますと、数時間で見解が変わったのではないかと受け取られかねない発言であったことは、これは間違いないといふふうに思っております。

いずれも、そのときのお尋ねを踏まえて、例えば六月八日の、再稼働を急いでいるわけではないというこの発言については、この後に、昨年の七月からの、急いでいないということ、こういうプロセスを踏んできたということ、御説明申し上げて、決して急いでやってきたわけではないんだということをお伝えする趣旨であったことは全体を見ていただければ御理解をいただけるのではないかと思っております。

また、委員に対する四月十三日の答弁についても、まさに再稼働ありきという前提に立たずにやってきて、実際にその日の夕方、まさに再稼働ありきではない立場から四大臣会合を開いて、そして、そこでの報告や議論を踏まえた中で一定の結論が出たというものでございまして、決してその時点できょうの夕方には四大臣会合で次のス

テップに進むんだということを決めていたものではないですね。

ただ、御指摘のとおり、どう受け取られるのかということは政治家にとっても大事なことでございしますので、そうした点については真摯に反省をしたいといふふうに思っております。

○中後委員 枝野大臣の考え方が通るといってもいいと思いますし、それは話し合いの中でいろいろな結論が出てくるんだと思いますけれども、少なくとも、原子力行政を今までつかさどってきた経済産業省の大臣がこういうことだと言ったことはある程度やはり私も重い言葉だと思っております。もう少し時間をかけて検討するのかなと思つたらその日の夕方ということ、やはり残念に思うということはちょっと受けとめていただきたいなと思えます。

また、同じような事例で申しわけないんですけども、先日の連合審査会のときにも、今大臣が答弁でもおっしゃいましたけれども、七月からずっと議論をしてきて、再稼働については急いでいない、ストレステストをクリアしなければ再稼働しないことを行政指導したんだ、一年近くかけて保安院、安全委がチェックして、新たな知見を加えて安全性を確認したというような答弁をされていきました。これは、私たちと同じ新党きづなの斎藤やすのり議員に対しての答弁なんですけど、やはりその日の同じ夕方に、野田総理が、夏場の電力需要のピークが近づいて結論を出さなければならぬ時期が迫りつつあるということ、再稼働をしていいます。

この急いでいないという言葉だけを切り取ると、また大臣側からもあるかもしれませんけれども、急いでいないということ、総理の、夏場の電力需要のピークが近づいて結論を出さなければならぬ時期が迫りつつあるというのは、やはりちょっと違うんじゃないのかなという感じがします。

そこで、原子力安全委員会委員長の班目委員長にお聞きしますが、審査会でも同じような

質問があつたと思うんですが、原子力安全委員会としては、ストレステストというのは一次テストと二次テストでパッケージだ、二次評価までやるべきだったという見解だったと思いますけれども、そのことについてまず確認と、なぜ二次テストまでやるべきだという安全委員会の見解なのかということについて、改めてお聞かせいただければと思います。

○班目参考人 原子力施設の安全性というのは総合的に評価すべきものというふうに考えております。したがって、昨年の七月六日だったと思いますけれども、ぜひ、総合的安全評価の実施というのをしてくださいと経産大臣宛てに要請したところでございます。その後、一次評価と二次評価に分けて実施するという計画が原子力安全・保安院から示されたわけでございますが、その計画自体は了承してございます。しかしながら、やはり総合的安全評価は一次評価と二次評価とパッケージだというふうなのが原子力安全委員会の考え方でございます。

○中後委員 そうすると、少なくとも、原子力安全委員会としてパッケージでチェックをすべきだということについて、それをみ込まずに一次評価だけで再稼働にかじを切るとするのは、これは急いでいないということとどうも整合性がとれていないような気がして仕方ないんですけれども、大臣に見解を伺います。

○枝野国務大臣 今問題の、私の急いでいないという発言の連合審査のときの答弁でも申し上げましたとおり、昨年、これは玄海原発が再稼働を正式決定する直前のところまで一度いきました。しかし、あれだけの大きな事故を受けて、もちろん、緊急対策などはその時点でも玄海原発は行っていたわけですが、しかし、それでも、より丁寧なチェック、確認が必要ではないだろうかというところで、これは率直に言って、法令上の根拠は行政指導権しかありませんが、その行政指導権に基づいて、玄海原発もそうですし、日本じゅうの全ての原子力発電所について一応、検査にお

いては安全性が確認されるけれども、念には念を入れて、もちろん、最終的には総合評価としての二次ストレステストもやっていただくが、再稼働の前提としても一次評価までは必ずやってほしいということを決め、なおかつ、そのストレステストに対する審査も、実は、これはメディアなどは、昨年の年内にも終わるんじゃないかと、三月一日までには終わらせるのではないかと、いろいろな報道がございましたが、絶対に結論の時期ありきではだめだということで、慎重なプロセスをとって、そして、一次ストレステストについての外部の方も含めたチェック、確認のプロセスをとってきたという意味では、急いだというつもりはございません。

むしろ、本来であれば、昨年の七月以降、現在の法制度のもとであれば、三・一一を受けた緊急対策を実施させても法制上は動く状況になっていったものをとめながら丁寧に進めてきたつもりでございます。

○中後委員 今の大臣の答弁もそうなんですけれども、そもそも、二次テストまでやらないということ、一次テストで切り分けてそこで判断をするということそのものについても、これは私の私見になるかもしれませんが、やはり夏場の電力需給とかということと踏まえて、ここまでで何とかということだと思えば、それならば、そういう説明があればまた質問の仕方だったとかということもいろいろ変わってくると思うんですけれども、そうではなくて、それでもあくまでも慎重なんだというところの姿勢を見ていると、原発事故が起こる前の安全神話のときと余り体制とか体質とかということが変わっていないのかなというふうに私は思っています。

ですから、安全だという言葉を表に出すのであれば、少なくとも安全委員会の言っているパッケージというのを崩す理由とかということについて誠実にお答えいただかないと、私たちも、何かただ平行線で議論をしているだけみたいになってしまつて、実のある議論にならないような気がし

ますので、ぜひともその点について大臣から見解を伺います。

○枝野国務大臣 この夏の電力需給の厳しい時期を前にして、一年かけてきたさまざまなプロセスと地元自治体を初めとする理解を得るプロセスの最終段階にきたというのは、これはたまたまでございます。

昨年の七月にこのプロセスは決めました。昨年の七月にこのプロセスを決めたということは、昨年の夏、もちろん原発ゼロではありませんでしたが、再稼働しないのが、当初の、普通の、十三カ月後の定期検査後にストレステスト等をやらなければあくという前提であつたことを考えれば、電力供給が大きく下がるということを前提にしていたし、いや、こういうプロセスを踏むと、冬の需給の逼迫する時期までに間に合うのかどうか、来夏の夏、つまりことしの夏ですが、夏までに間に合うのかどうかといったことなどは、全く見通しが立たないままに率直に言つてやりました。それよりも、丁寧な手続をとるべきだと。

今の時点で見ると、まさにこの夏の逼迫時期の直前のところにいろいろな手続がたまたま来ているので、そのためにやっているのではないかとという印象をお与えするかもしれませんが、このプロセス自体を決めたのは昨年の七月であるということとは御理解をいただければというふうに思っております。

また、安全委員会のお立場として、立場上、当然のこととして踏み込んだこと、つまり、再稼働についての権限をお持ちじゃありませんから、であります。我が方がこういうプロセスを進めるということは御報告を受けているということは、班目委員長もおっしゃっているとおりでございます。

○中後委員 どこまで聞いても、安全委員会が原発の安全性は総合的なパッケージだと言っていることと、今回の判断の説明の合理性がやはり見出せないというのが私の正直な感想です。

私は、もともと工学系の元プラントエンジニアで、工場をつくる仕事をしていたわけですが、ほかの工場の事故等と違って、原発の事故というのは、やはり二度と起こしてはならないという立場ではなくて、一度でも起こしてはいけなかったという事故だったと思うんですね。

というのは、やはりこれはリスクがどこまで広がるかわからない。今回の福島は、何とか本場に現場の努力で今の小康状態を保っているということですが、あれだって、あそこでもあったという保証は全くありません。どこまで広がったかわからない。リスクは本場に無限大に広がっていく。時間的にも、コスト的にもです。

ですから、安全がちょっとでも脅かされるのであればリスクが分散する、そういうほかのプランとは違う大きな特徴がある設備だと思います。であるからこそ、安全神話ではなくて、こういう危険があるという方向の稼働に対する指針を示して、こういうリスクがあるときにはこういうことが起きます、こういうことが起きるかもしれないけれども、皆さん、電力の需給のためには、何とかこれを抑えますので、その辺は覚悟しながら進めさせてくださいと言うのが、私は誠実な説明の仕方ではないのかなというふうに思っております。

今の大阪原発についても、東日本大震災並みの地震と津波には耐えられると言っていますけれども、リスクはそれだけじゃありません。福島事故前の安全神話と何が違ったのかなという気がしています。同じ震災が来ても大丈夫なように安全率を引き上げて、本質的な問題の解決にはならないんだと思っています。ほかの人為的なリスクに對してもそうだし、ほかのリスクについても、いろいろなリスクがありますから、その点についても、こういうリスクがありますと開示をする、その場合にはこういう対策がとれますけれども、地元の皆さんには、もしかししたら、万々が一、こういうこういう事態になるかもしれないけれども、それで

もちよつと動かさせてくださいというようなスタンスに立つべきじゃないか、でなければ、安全神話から抜け出すことはできないんじゃないかなと私は思っていますが、御意見を伺いたいと思います。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、原子力発電所の場合は、事故が起こった場合に、まさに無限に発散をする、そういう性質を持っている、そういう意味では、他の安全を確保しなきゃならないさまざまな施設設備とは本質的に異なる、私も全く同じ認識でございます。

そして、人間のやることに絶対はないと国会でも何度も私申し上げてきたところでございまして、従来、あるときに何か安全を判断すると、これで絶対安全だという前提で全ての物事を動かし、安全神話から脱却をしなきゃならないと思っております。そうした意味では、絶対安全と言うつもりはありません。リスクはある。これは残念ながら、人間がやる以上、ゼロにはできません。

ただ、抽象的なリスクはありますが、具体的にこういうリスクがあるという、具体的なリスクが見えたら、その具体的なリスクは必ず潰す。まさに三・一一を受けて、地震や津波について従来の見通しが間違えていた、その間違えていたものに対応しなきゃならない、それから全ての電源が喪失するということに対する具体的なリスクがあったにもかかわらずそれに対応してこなかったなど、三・一一で明らかになった具体的なリスクについてはきちっと潰したというふうに、専門家の皆さん含めて、今回対応がなされているという評価をいたしております。

ただ、その上でも、まさに具体的ではないけれども抽象的なリスクが存在するということは、これは率直に認めた上で、再稼働をお願いしているつもりでおります。

○中後委員 今の答弁を信用したいところですけれども、やはり安全委員会の二次評価までという

ところ等を踏まえても、まだそこまで踏み込めないで再稼働にかじを切るところを見ていて、やはり安全神話に乗っかっているのかなという気がします。

そういうことも含めて、私は、再稼働ということよりも、先ほど山内委員も言っていました、バックエンド側の使用済み核燃料、今、日本じゅうにたくさんある使用済み核燃料をどうするのか、廃炉になった原子炉をどうするのか、その廃炉の過程、また、そのほか、放射性廃棄物をどうするのかということ、これはいろいろな意味で可能性を広げる、必要は発明の母ですから、いろいろな意味で産業的にも大きな可能性を開くきっかけにもなると思います。

今まで、アメリカなんかでは軍事関係でいろいろな技術関係が広がってきました。電子レンジなんかもそうですし、パソコンもカーナビもGPSもインターネットも大体軍事的なところから来ましたけれども、原子力の、廃炉にするというのは大変厳しい過酷な作業で、大きな技術革新、ほかの一般のところにも広げられるような何か革新的な技術が開発される可能性もあるわけですから、その後ろ側についてもっと力を入れていただきたいし、その点についても、新しいエネルギー基本計画等についても質問したかったんですが、時間が参りましたので、残余の質問についてはまたの機会があればということにさせていただきます。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○中山委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、参議院送付、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。枝野経済産業大臣。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○枝野国務大臣 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、内需の減退、震災の影響や未曾有の円高等、我が国中小企業をめぐる経済環境が大きく変化しております。こうした中、中小企業が新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は、一層多様化、複雑化しております。これらの課題に対応するためには、事業計画の策定等の支援を効果的に行うための体制の整備が必要です。また、海外展開を目指す中小企業が増加する中で、その海外子会社の現地での資金調達を支援する必要性が生じております。

こうした状況を踏まえ、新たな事業活動を行うとする中小企業の支援の担い手を多様化、活性化するための措置を講ずるとともに、国内の事業基盤の維持にも配慮しつつ、我が国中小企業が培ってきたものづくり技術や日本独自の知恵、わざ、感性を生かした海外での事業活動を支援するための措置を講ずることにより、我が国中小企業の経営力の強化を図ることが必要であります。

このため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律を改正する本法律案を提出いたします。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備します。新たな事業活動を行う中小企業の支援業務を行う者を認定するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣による協力などを通じ、中小企業の経営力の強化を図ります。

第二に、中小企業の海外事業活動に伴う資金調達を支援します。中小企業の海外での事業活動を円滑化するため、株式会社日本政策金融公庫の債務保証業務や独立行政法人日本貿易保険の保険業務等を通じ、中小企業の海外子会社の資金調達の円滑化を図ります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 支援措置（第十三条―第十五条）」を「第三節 支援措置（第十三条―第十六条）」
第四節 支援体制の整備（第十七条―第二十

「第一節 経営基盤強化の支援(第十六条―第十八条)」に、
第二節 新技術を利用した事業活動の支援(第十九条―第二十四条)を
第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十五条―第三十一条)を
第四節 雑則(第三十二条)

「第一節 新技術を利用した事業活動の支援(第二十一条―第二十七条)」
第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十八条―第三十四条)に、「第三十三
第三節 雑則(第三十五条)」
条―第三十八条」を「第三十六条―第四十一条」に、「第三十九条」を「第四十二条」に改める。

第二条第十一項を同条第十二項とし、同条第
十項中「(第二十五条)」を「(第二十八条)」に、「第
二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、
同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十
項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項
とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 この法律において「外国関係法人等」とは、
外国の法令に準拠して設立された法人その他の
外国の団体(新たに設立されるものを含む。
む。であつて、中小企業者又は組合等がその
経営を実質的に支配していると認められるも
のとして経済産業省令で定める関係を持つも
のをいう。

第三条第二項第二号イ(3)中「経営革新」を「海
外において経営革新のための事業が行われる場
合における国内の事業基盤の維持その他経営革
新に改め、同号ロ(4)中「異分野連携新事業分野
開拓」を「海外において異分野連携新事業分野開
拓に係る事業が行われる場合における国内の事
業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開
拓」に改め、同号に次のように加える。

ハ 経営革新及び異分野連携新事業分野開
拓の支援体制の整備に関する次に掲げる
事項
(1) 経営革新等支援業務(第十七条第一
項に規定する経営革新等支援業務をい
う。以下この号において同じ。)の内容
に関する事項
(2) 経営革新等支援業務の実施体制に関
する事項

(3) 経営革新等支援業務の実施に当た
て配慮すべき事項

第三条第二項第三号イ(1)中「第四章第二節」を
「第四章第一節」に改め、同号ロ中「第二十五
条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第九条第一項中「この節の下に」、第三章第
三節、第三十九条第一項第三号を、「が行う経
営革新に関するものを」の下に、「中小企業者等
がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で
経営革新を行うおとする場合にあつては当該中
小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う
経営革新に関するものを」を加える。

第十一条第一項中「限る」の下に「。以下同じ」
を、「(計画」の下に「複数の中小企業者がそれぞ
れの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一
部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おう
とする場合にあつては、当該複数の中小企業者
が当該外国関係法人等と共同で行う異分野連携
新事業分野開拓に関するものを含む。」を加え、
同条第二項第二号中「中小企業者」の下に「(複数
の中小企業者がそれぞれ中小企業者の外国関
係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新
事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、
当該外国関係法人等を含む。第五号において同
じ。)」を、「特定非常利活動法人をいう」の下に
「。第二十号において同じ」を加える。

第十三条第六項を同条第八項とし、同条第五
項中「あつては」を「あつては」に改め、同項を同
条第七項とし、同条第四項中「従つて」を「従つ
て」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三

項の表第三条第一項の項中「第十三条第三項を
「第十三条第四項」に改め、同項を同条第四項と
し、同項の次に次の一項を加える。

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異
分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中
小企業者に係るものについての中小企業信用
保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の
適用については、同条第一項中「二億円」とあ
るのは「四億円(中小企業の新たな事業活動の
促進に関する法律第十二条第三項に規定する
認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて
行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事
業に必要な資金(以下「異分野連携新事業分野
開拓事業資金」という。))以外の資金に係る債
務の保証に係る保険関係については、二億
円」と、「四億円」とあるのは「六億円(異分野
連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係
る債務の保証に係る保険関係については、四
億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは
「四億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金
以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係
については、二億円」とする。

第十三条第二項中「従つて」を「従つて」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に
次の一項を加える。
2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規
定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係
保険」という。))の保険関係であつて、経営革
新関連保証を受けた中小企業者に係るものに
ついては、同項及び同条第二項の規定の適用に
ついては、同条第一項中「二億円」とあるのは
「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に
関する法律第十条第二項に規定する承認経営
革新計画に従つて行われる経営革新のための
事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」
という。))以外の資金に係る債務の保証に係る
保険関係については、二億円」と、「四億円」
とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外
の資金に係る債務の保証に係る保険関係につ
いては、四億円」と、同条第二項中「二億円」
とあるのは「四億円」とする。

では、四億円」と、同条第二項中「二億円」と
あるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資
金に係る債務の保証に係る保険関係につ
いては、二億円」とする。
第十五条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十五条、株式会社日本政策金融公庫は、株
会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第
五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次
に掲げる業務を行うことができる。
一 中小企業者等(当該中小企業者等がその
外国関係法人等の全部又は一部と共同で経
営革新を行う場合にあつては、当該外国関
係法人等を含む。))が承認経営革新計画に
従つて海外において経営革新のための事業
を行うために必要とする長期の資金の借入
れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経
済産業省令・財務省令で定めるものからの
借入れに限る。次号において同じ。))に係る
債務の保証(債務を負担する行為であつて
債務の保証に準ずるものを含む。同号にお
いて同じ。))を行うこと。

二 複数の中小企業者(当該複数の中小企業
者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人
等の全部又は一部と共同で異分野連携新事
業分野開拓を行う場合にあつては、当該外
国関係法人等を含む。))が認定異分野連携新
事業分野開拓計画に従つて海外において異
分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う
ために必要とする長期の資金の借入れに係
る債務の保証を行うこと。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社
日本政策金融公庫法の適用については、同法
第十一条第一項第二号の規定による同法別表
第二章第四号の下欄に掲げる業務とみなす。
第四章第一節を削る。
第三十九条第一項中「第三十五条」を「第三
十八条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十八条に次の一項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章第三十八条を第四十一条とする。

第三十七條第二項中「第三十四條第二項並びに第三十五條」を「第三十七條第二項並びに第三十八條第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十七條第一項、第三項及び第四項、第三十八條、第三十九條並びに第三十八條第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

第三十七條に次の二項を加える。

5 第三十七條第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第三十七條を第四十條とし、第三十六條を第三十九條とする。

第三十五條中「及び承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者及び」若しくは承認経営基盤強化計画」を削り、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定経営革新等支援機関に対し、経営革新等支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十五條を第三十八條とする。

第三十四條第四項中「及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十七條とする。

第三十三條第二項中「及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十六條とする。

第三十二條中「保護の下に」、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実」を加え、第四章第四節同条を第三十五條とする。

第四章第三節第三十一條を第三十四條とし、第三十條を第三十三條とする。

第二十九條第二項中「第二十九條第一項第一号イ」を「第三十二條第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第二十九條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条を第三十二條とし、第二十八條を第三十一條とし、第二十五條から第二十七條までを三條ずつ繰り下げる。

第四章第二節第二十四條を第二十七條とする。

第二十三條第一項中「第二條第九項」を「第二條第十項」に改め、同条を第二十六條とし、第二十二條を第二十五條とし、第十九條から第二十一條までを三條ずつ繰り下げる。

第四章中第二節を第一節とし、第三節を第二節とし、第四節を第三節とする。

第三章第三節第十五條の次に次の一條を加える。

（貿易保険法の特例）

第十六條 承認経営革新計画に従って中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合において、銀行等（銀行法、昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二條に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外経営革新貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付金債権の取得（以下「海外経営革新資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二條第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

いう。）とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付について貿易保険法第五十四條第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険（以下「海外事業資金貸付保険」という。）を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六條第一項に規定する海外経営革新貸付金債権」とする。

3 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得（以下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」という。）は、海外事業資金貸付とみなす。

4 日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四條第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六條第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」とする。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）
第十七條 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行うおとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
二 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言
三 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事務所の所在地
三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容
ロ 経営革新等支援業務の実施体制
ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第十八條 主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置

を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第十九条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り)、一般財団法人(その設立に際して提出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により提出されているものに限る。)又は特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り)であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十條に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務)

第二十一条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律

第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

第六条第一項中「あつては」を「あつてはに改め、「ものを」の下に、「中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項、第十一条第一項及び第十二条第一項において同じ。)を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを」を加える。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係るものをいう)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七條第二項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)に必要な資金(以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億

円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

第十一条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、中小企業者(当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が認定計画に従つて海外において地域産業資源活用事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるもの)の借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法

第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第十八条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第四項中「命令とし」の下に、「第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(貿易保険法の特例)

第十二条 認定計画に従つて中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において地域産業資源活用事業を行う場合において、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長

期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外地域産業資源活用事業貸付金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業資源活用事業貸付金債権の取得(以下「海外地域産業資源活用事業資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第

二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外地域産業資源活用事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項に規定する海外地域産業資源活用事業貸付金債権」とする。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に、「第二十條」を「第二十一條」に改める。

第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他

の外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者又は農林漁業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

第三条第二項第二号ハ中「農商工等連携事業」を「海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業」に改める。

第四条第一項中「計画」の下に「中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施しようとする場合にあつては、当該中小企業者及び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実施する農商工等連携事業に関するものを含む。」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金(以下「農商工等連携事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第三項中「二億円」とあるのは「四億円(農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

第十八条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。

第十八条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二条第五項における主務省令は、農林水産省令・経済産業省令とする。

第十八条を第十九条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、第二章中同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(貿易保険法の特例)

第十五条 認定農商工等連携事業計画に従つて中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において農商工等連携事業を実施する場合において、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。))又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外農商工等連携事業貸付金債権」という。))を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農商工等連携事業貸付金債権の取得(以下「海外農商工等連携事業資金貸付」という。))は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。))とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定に

より海外事業資金貸付とみなされた海外農商工等連携事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項に規定する海外農商工等連携事業貸付金債権」とする。

第十二条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十條の次に次の一条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、中小企業者(当該中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施する場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。))が認定農商工等連携事業計画に従つて海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものからの借入れに限る。))に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。))を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓

計画に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新事業促進法」という。))第十三条第二項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新事業促進法第九条第一項の承認(新事業促進法第十条第一項の変更の承認を含む。))を受けた新事業促進法第九条第一項に規定する経営革新計画に従つて行われる新事業促進法第二条第六項に規定する経営革新のための事業について適用する。

2 新事業促進法第十三条第五項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新事業促進法第十一条第一項の認定(新事業促進法第十二条第一項の変更の認定を含む。))を受けた新事業促進法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる新事業促進法第二条第八項に規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業について適用する。

(地域産業資源活用事業計画に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の中小企業に関する地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。))第八条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、この法律の施行後に新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項の認定(新地域産業資源活用事業促進法第七条第一項の変更の認定を含む。))を受けた新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項に規定する地域産業資源活用事業計画に従つて行われる新地域産業資源活用事業促進法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。

(農商工等連携事業計画に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新農商工等連携事業活動促進法」という。))第八条第二項、第

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十一号中「第三十一條第一項第一号」を「第三十四條第一項第一号」に改める。

第七百一条の三十四第三項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第十九号の二を第十九号とする。

の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第八条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第八号中「第二十九条第一項各号」を「第三十二条第一項各号」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第九条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第九条第一項の項中「この節」の下に、「第三章第三節、第三十九条第一項第三号」を加え、同表第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第八条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第八号中「第二十九條第一項各号」を「第三十二條第一項各号」に改める。
(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第九條 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（沖繩振興特別措置法の一部改正）
第十條 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第

第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第九条第一項の項中

「この節」の下に、「第三章第三節、第三十九條第一項第三号」を加え、同表第十三條第一項及び第二項並びに第十四條第一項第一号及び第二号の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第一項第一号	中小企業者等 經濟産業省令・財務省令	特定中小企業者等 内閣府令・經濟産業省令・財務省令
第十六条第一項	中小企業者等 經濟産業省令	特定中小企業者等 内閣府令・經濟産業省令

第六十六条第五項の表第三十三條第一項の項中「第三十三條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同表第三十四條第一項の項中「第三十四條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同表第三十四條第三項の項中「第三十四條第三項」を

「第三十条第三項に改め、同表第三十五条の項中「第三十五条」を「第三十八条第一項」に改め、同表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同表第三十九条第一項の項中「第三十九条第一項」を

「第四十二条第一項」に、「第三十五条」を「第三十八条第一項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「及び同法第三十一条第一項」を、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項に改め、同条第二項第五号中「第三十一条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十四條第一項第一号」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

理由

近年の中小企業をめぐる経済環境の変化に鑑み、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等を図るため、中小企業がその海外の関係法人と共同して行う事業の実施に關し、中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法、貿易保険法等の特例措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年六月二十五日印刷

平成二十四年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F